

二 チモール問題と対ポルトガル措置

463

昭和17年2月2日 大本営政府連絡会議決定

「對蘭領「チモール」作戰ニ伴フ對葡措置ノ件」

●對蘭領「チモール」作戰ニ伴フ對葡措置ノ件

一、對蘭領「チモール」作戰ニ伴ヒ自衛上帝國ハ葡領「チモール」ニ作戰スルコトアリ

而シテ葡領ニアル英濠蘭軍ノ掃蕩後ハ葡側ニシテ中立ヲ保障スル限リ帝國軍隊ハ該地域ヨリ撤退ス但シ葡側ノ態度及全般作戰ノ情勢上已ムヲ得サル場合ニハ引續キ作戰基地トシテ使用スルコトアルヘシ

二、企圖秘匿上事前ニ葡國政府ニ對シ葡領「チモール」ノ英濠蘭軍撤退方ヲ更ニ要求スルカ如キ外交措置ヲ採ラサルモノトス

三、葡領「チモール」ヘノ地上部隊ノ進入直前葡側ニ對シ適宜通告ヲ行フト共ニ葡領「チモール」ニ對スル其領土保全竝ニ葡側ニシテ中立ヲ嚴守シ且我自衛上ノ目的達成ノ

上ハ速カニ兵力ヲ撤收スヘキ旨ヲ申入ルルト共ニ進入直後帝國政府ハ右ノ趣旨ヲ聲明ス

四、進入前英蘭軍ノ撤退シアルヤ否ヤ不明ナル場合ハ差當リ豫定ノ如ク作戰スルモノトシ進入後英蘭軍力撤退シアルヲ確認セル場合ノ處置ハ第一項ニ據ル

註

(1) 葡力中立的態度ヲ保持スル限リ澳門ニ對シテハ現在ノ態度ヲ維持スルモノトス

(2) 獨伊ニ對シ適宜説明スルモノトス

(3) 葡領「チモール」ニ進入スル場合ニ於テモ帝國軍隊ハ極力葡軍ヲ敵側ニ廻ササルニ努ムルモノトス

464

昭和17年2月2日

在ポルトガル千葉(秦)公使より
東郷外務大臣宛(電報)

豪蘭軍のポルトガル領チモール進攻について

リスボン 2月2日後発
本省 2月4日後着

第一〇四號(館長符號扱)

西發大臣宛電報第九七號ノ四ニ關シ

英葡間ノ「チモール」問題解決ハ兩者馴合ノ結果ナリト見ル向モアル處客年來累次往電ノ通り飽迄中立ヲ維持セントシ且「アゾウレス」其ノ他海外ニ「デリケート」ナル問題ノ種ヲ有シ殊ニ「マカオ」等ニテハ我方ノ報復ノ危険モアリ得ヘキ當國ノ行方トシテ「チモール」問題ニ付當初ヨリ英國ト八百長ヲ爲セリトハ容易ニ考ヘラレス加之英蘭軍侵入ニ對スル國內ノ反撥振「サラザール」ノ本使ニ對スル屢次ノ説明ト同人ノ性格ニ鑑ミテモ其ノ間ノ消息自ラ窺フニ足ルモノアリト存スル處今般「クラマー」(往電第一二號冒頭參照)ヨリ内密ニ入手セル在當地英國大使館發葡國外務省宛公文寫(實物大寫眞)ニ依レハ客年十二月二十二日ニ於テ同大使館ハ外務省ニ對シ葡ヨリ合意無クシテ濠蘭兵ノ侵入シタルコトハ危險急迫ニ對スル已ムヲ得サリシ措置ナルカ遺憾不堪エストテ陳謝シ居ル外同參事官カ葡萄牙側ヨリ緊迫ノ有無ニ付各種ノ質問出テタル場合之ニ應答シ得ル

様同日附ヲ以テ作成セル質疑應答寫モアリ之亦這般ノ事情ヲ裏書スルモノニ非スヤト觀察ス

465 昭和17年2月18日

在独国大島大使より
東郷外務大臣宛(電報)

日本軍のポルトガル領チモール進駐計画につ

き独国政府へ申入れ

ベルリン 2月18日後発
本省 2月19日前着

第二四一號(館長符號扱、大至急)

貴電第一二四號ニ關シ

本十八日偶々歸伯中ナル「リ」外相ヲ往訪シ冒頭貴電ノ趣ヲ傳ヘタル處(同時ニ獨譯書類ヲ交付セリ)「リ」ハ「サラザール」カ獨逸ニ對シ屢次中立ヲ保持セントスルノ誠意ヲ披瀝シ獨逸モ之ヲ守ラシメント工作シツツアリ此ノ際特ニ「アゾーレン」^(ヌヤ)群島占領問題等ニ關聯シ日本軍ノ葡領「チモール」占領ハ獨逸ニ取り不利ナル事態ヲ招致スルノ惧アルヘシトハ存スルモ苟モ日本軍カ東亞ニ於テ作戰上必要ト認メラルル以上獨逸トシテハ飽迄之ヲ支持スヘキコトヲ貴

政府ニ傳ヘラレ度シト述ヘタリ

466 昭和17年2月20日 在ポルトガル千葉公使より
東郷外務大臣宛(電報)

チモール進駐につきポルトガル政府へ通報

リスボン 2月20日前発
本省 2月20日夜着

第一四八號(館長符號扱、大至急)

貴電第五九號十九日午後三時接到午後六時二十分本使外務次官ヲ往訪シ御訓電ノ趣申入レタル處次官ハ自分(次官)ハ此ノ際何等本件ヲ討議スヘキ地位ニ非ルモ今四、五日ニシテ往電第七二號所報ノ葡萄牙増援軍カ現地ニ到着スヘキニ夫レヲ待タレス攻撃ヲ開始セラレ且ツ蘭領「チモール」ヲ攻撃セサルニ之ニ先立チ葡領ヲ攻撃セラルコト遺憾ナリト述ヘタルニ依リ本使ハ「ピストル」ヲ突付ケラレシ儘巡查カ來ル間四、五日茫然ト待チ居ラルルヤト應酬シ況ンヤ今日アルコトハ夙ニ西次官ヨリ貴國駐日公使ヲ通シ事態長引ク場合ハ日本海軍トシテモ自衛上對抗手段ヲ執ラサルヲ得サル場合アルコト申進メノ通りニシテ(客年貴電第二二

○號)作戰ノ必要上之以上待ツヲ許ササル事態ニ立到レル次第ナリ

又蘭側「チモール」ニ付テハ既ニ數回ニ亘リ飛行機ニテ攻撃行ハレ居ル旨述ヘタル處次官ハ更ニ自衛ノ目的達成ノ時期ハ英蘭軍ヲ驅逐シタルトキナリヤ否ヤト尋タルニ依リ本使ハ右ハ一ニ我軍作戰上ノ見地ニ依リ軍司令官ニ於テ判斷セラルヘキ性質ノモノナリト述ヘタル上以上ニ依リ葡萄牙政府ニ對スル通告ハ之ニテ果サレタルモノト思料シ差支ナキヤト念ヲ押シタルニ次官ハ其ノ通りナリ但外務大臣ト相談ノ上國民ニ周知ノ必要上更ニ文書ニ依ル通告ヲ求ムルコトアルヘシト答ヘタリ

就テハ若シ先方ニ於テ文書ニ依ル通告ヲ求ムル場合ハ貴電第五九號括弧内ヲ覺書トシテ通告スル所存ナリ

467 昭和17年2月20日 在ポルトガル千葉公使より
東郷外務大臣宛(電報)

チモール進駐に対しサラザール首相兼外相より懸念の表明について

リスボン 2月20日後発

本省 2月21日前着

第一四九號(外機密、館長符號扱、大至急)

往電第一四八號末段ニ關シ

求メニ依リ十九日夜更ニ外相ヲ往訪シ貴電第五九號括弧内
ヲ覺書トシテ交付セル處外相ハ沈痛ノ面持ニテ實ハ増援部
隊ハ本日邊リ「チモール」へ到着ノ豫定ナリシカ印度洋方
面ニ逆流ノ爲四、五日延着ノ已ムナキニ至レル次第ニテ英
蘭及濠洲トモ撤兵ニ關スル確約アリ且同地駐屯兵力ハ僅少
ニシテ妨ケニモナラスト思考シ居リタル折柄頗ル短期間ノ
通告ヲ遺憾トシ本件力之迄ノ兩國ノ親善關係ニ一抹ノ暗雲
トナランコトヲ惧ルト述ヘ撤兵期ニ付尋ネタルニ依リ本使
ハ冒頭往電次官ニ對スルト同様ノ趣旨ヲ繰返シタル上特ニ
御注意申上度キハ我方ハ同地ニ在ル英蘭政府ヲ敵トスルモ
ノニシテ何等葡萄牙領土ニ敵對行動ヲ執ルモノニ非ス自分
ノ想像スル所ニ依レハ恐ラク蘭領「チモール」攻撃ノ必要
上背後ヲ堅ムル目的ナルヘク撤兵期又敵兵數ノ多寡ノ問題
ハ軍當局ノ判斷ニ依ルノ外ナキ旨答ヘタル處同外相モ之ヲ
了承シタリ尙最後ニ本使ハ貴國カ中立ヲ維持スル限リ我方

トシテ澳門ニ對スル態度ニ變化ナキ旨申述ヘ差支ナキ旨ノ
訓令ニ接シ居ル處右ハ我方ニ於テ貴國ノ立場ニ同情セル結
果ナルヘシト思惟スル旨附言セル處同外相ハ之ニ謝意ヲ表
セリ

468

昭和17年2月20日

在伊国堀切大使より
東郷外務大臣宛(電報)

日本軍のチモール進駐計画につき伊国政府へ

申入れ

ローマ 2月20日後発

本省 2月21日前着

第一五三號(館長符號扱)

獨宛貴電第一二四號ニ關シ

御訓令ニ依リ本件安東ヲシテ二十日朝「プルナス」ニ申入
レシメタル處「プ」ハ右通報ヲ謝シ早速「ムツソリニー」
及「チアノ」ニ傳達スヘキ旨ヲ述フルト共ニ本件實現ノ際
ニハ葡萄牙モ相當騷キ延イテハ南米ニモカナリ影響アルモ
ノト豫想セララルルカ其ノ際當國政府トシテ何ナリト御役ニ
立ツコトアラハ勞ヲ惜マサルヘシト述ヘタル趣ナリ

獨へ轉電セリ

469 昭和18年10月15日 大本營政府連絡會議決定

「英米ノ「アゾレス」群島進駐ニ伴フ帝國ノ對葡措置ニ關スル件」

付記 昭和十八年三月二十八日付、大東亜省南方事務局政務課作成

「葡領「チモール」問題ノ經緯」

英米ノ「アゾレス」群島進駐ニ伴フ帝國ノ對葡措置ニ關スル件

一、帝國ハ葡ニ對シ進シテ斷交又ハ戰爭状態ニ入ルヲ努メテ避クルモノトス

但シ狀況ニ依リ澳門及葡領「チモール」ニ對シ、武力處理ヲ行フ場合アルコトヲ考慮シ之ニ伴フ諸準備ヲ行フ

二、中立國ガ交戰國ニ基地供與ヲ行フコトニ關スル帝國ノ重

大關心ヲ適宜ノ方法ニヨリ表明ス

三、(本カ) 方件實施ニ當リテハ獨側態度ヲ參酌スルモノトス

(付記)

葡領「チモール」問題ノ經緯

(昭和十八年三月二十八日 南政)

一、「チモール」進駐ノ經緯

昭和十六年十二月十七日濠蘭聯合軍ハ緊急ノ脅威ヲ除去スル爲ト稱シテ葡領「チモール」ニ強力ヲ以テ侵入、葡側ハ之ニ抗議シ結局葡側ハ自力中立維持ノ爲自國軍ヲ増派シ右増援軍到着後ハ濠蘭軍ガ撤退スルコトニ英國側ト話合ヲ遂ケタルカ如ク葡國軍増派ノ爲ノ船舶ハ昭和十七年二月印度洋ヲ東方ニ向ヒツツアリタリ然ルニ「ジヤバ」小「スンダ」方面戡定ニ伴ヒ對濠作戰ノ必要上「チモール」ニ對シ軍事行動ヲ採ルノ要緊急ナルモノナリタルニ依リ、(二月一日) 日大本營政府連絡會議ニ於テ進駐ノ議決定ヲ見タリ

右ニ關シ政府ノ最モ顧慮シタル所ハ對葡本國關係ナリトス蓋シ葡本國ノ歸趨ハ直接ニハ西班牙ノ動向及歐洲戦局之又間接ニハ南米其ノ他ノ「ラテン」民族ノ動向ニ重大ナル影響アリテ戰爭指導ノ大局上輕視シ難キ所ナルカ葡萄牙本國ハ數百年來英國ト同盟關係ニアリ一方樞軸側ノ

「イベリヤ」半島ニ對スル壓力ヲ身近ニ感ジ、双方ノ間ニ立チ其ノ中立ヲ維持スル爲、極メテ困難ナル立場ニ在ル處感情上或ル程度親英的ナルコトハ否ミ難キ事實ナリ。從ツテ葡領「チモール」ニ對シ我方カ軍事行動ヲ執ルニ至レル際モ、之カ爲葡萄牙側ヲ米英側ニ趨ラシメザル様細心ノ注意ヲ拂フヲ要シ大本營政府連絡會議ノ決定ニ基キ帝國ハ葡側ニ對シ「帝國ハ・・・自衛上葡領「チモール」ニ在ル濠蘭軍ヲ驅逐スルノ必要ニ迫ララルルニ至レルカ帝國政府ハ葡側「チモール」ニ對スル領土保全ヲ保證シ且今後葡側カ中立ノ態度維持ヲ保證スル限り自衛上ノ目的達成ノ上ハ速ニ兵力ヲ撤收スルノ用意アル」旨ヲ言明セリ

素ヨリ前記ノ如キ葡萄牙本國ノ立場ヨリシテ、葡領「チモール」ノ現地官憲ガ我方ニ對シ、積極的ニ協力スルノ態度ニ出ルカ如キコトハ期待シ難キコトハ當初ヨリ亦豫測セラレタル所ナリト雖モ少クトモ總督以下ガ中立嚴守ノ立場ヨリ我方ニ對シ特ニ妨害的ナル行動ニ出ルコトナキ様之ヲ指導シ且爲シ得ル限り總督以下ヲ啓發シテ帝國ノ公正ナル立場ヲ諒解セシメ以テ其ノ立場上爲シ得

ルヲ範圍⁽¹⁾⁽²⁾ニ於テ我方ム協力セシムル様努力シ來レリ
ニ、作戰開始後ノ狀況

然ルニ當初日本軍ノ上陸ニ際シ現地葡國官民ノ一部ニ誤ツテ危害ヲ加ヘ若クハ彼等ノ財産ヲ無斷使用セル等ノ事件モアリ、斯ノ如キハ戰鬪中及ビ其ノ直後ニ於ケル不可避ノ事件ナルニ拘ラス彼等ノ一部ニハ我方ニ對シ面白カラサル態度ヲ示スモノアリ奧地ニ遁走セル蘭濠殘留軍ニ對スル掃蕩中ニ於テモ、總督ノ態度ハ寧口蘭濠軍ニ便益ヲ供スルガ如キ廉モ見受ケラレタリ

三、總督ノ奧地逃避方希望申出

殊ニ掃蕩作戰中濠洲空軍ノ「デリー」ニ對スル反攻等モアリ總督ハ相當神經衰弱トナリ七月コロニ至リテ「デリー」ヨリ奧地ニ逃避シタキ希望スラ申出ルニ至レリ

現地軍ニ於テハ總督ガ「デリー」ヨリ逃避セバ益々通敵行爲及ビ惡宣傳ヲナス虞アルヲ以テ總督ニ對シ翻意ヲ求メ且總督自身ニ對スル非常手段ニ亘ラサル範圍ニ於テ事實上總督ノ逃避ヲ不可態^(能セ)ナラシムル措置ヲ講ズル趣ナリ

四、千葉公使ノ對葡交涉ノ經過
政府トシテハ豫ネテ葡萄牙本國側ニ對シ、總督ノ我方

ニ對スル非協力的態度及び通敵行爲ニ付數次ニ巨リ詳細實例ヲ示シ之ガ是正方ニ付キ嚴重申入レヲナシ、且總督ヲ更迭セシムベク施策シ居リタレルカ更ニ總督ガ奧地逃避ヲ申出タル機會ニ葡本國政府ニ對シ總督ガ山中ニ逃避シ我方トノ協力ヲ不可能ナラシムルコトハ遺憾ナルニ付總督ニ「デリー」殘留方訓令スル様申入ヲ爲スコトトシ八月一日千葉公使ニ其ノ旨訓令シ、同時ニ我方ニ於テ通敵行爲嫌疑ニ依リ抑留中ノ在「デリー」葡側無電臺ニ付一定ノ時間ヲ限リ本國政府ト平文ニヨル通信ヲ認ムルモ日本軍監視下ニ於テ送信セシムベキ旨ヲ葡側ニ提案セシムルコトトセリ

然ルニ「サラザール」首相病氣引籠リ中ナリシ爲右訓令ノ執行遲レ九月八日ニ至リ千葉公使ニ於テ「サ」首相ト會談スル所アリタリ。其ノ結果葡側ノ態度ハ日本側主張ハ然ルコト乍ラ葡側トシテハ日本軍ノ侵入ハ主權ノ侵害ト斷セザルヲ得ス、殊ニ無電臺ヲ日本側ニ於テ差押へ居ル以上本國政府トシテモ現地ノ真相取調ノ方法無く獨立國トシテハ出先トノ間ニ暗號通信ハ當然ノ權利ニシテ發信ニ際シ第三國カ立會ヲ爲スハ通信權ノ妨害ニシテ面子

ノ問題ナリトナスニアルコト判明セリ

尤モ葡側トシテモ若シ日本側ニテ無電臺ヲ管理シ、葡側ヨリ日本側ニ依頼發電スル場合ナラバ無電臺ノ所屬如何ヲ問ハス最早面子ノ問題ヲ生セス、從ツテ日本側カ無電臺ヲ管理シ日本ノ技師ニ依リ葡側暗號電報ヲ依託發受スルコトニテ本件妥結ノ用意アリトナシ、右申出ヲ日本側ニテ受諾セラルルニ於テハ總督ハ病氣ニモアリ、葡側トシテモ之ニ信賴スルコトハ危險ナルニ付、澳門ヨリ然ルベキ軍人一名ヲ派シ、其ノ報告ニヨリ總督ヲ更迭スルヤ否ヤヲ決シ度ク、之ガ爲日本側ニテ飛行機座席ヲ供與アリ度キ旨申出テタリ。更ニ特ニ日本側ノ諒解ヲ得度キハ葡側トシテハ日本側ト文字通りノ「協力」ヲ爲スコトハ同盟國タル英國トノ手前不可能ナルモ日本軍ト相互理解ノ下ニ事實上相助ケ合フコトハ希望スル所ニシテ、葡側トシテハ適當ノ機會ニ主權ノ返還ヲ受クルコトニテ満足シ度キ所存ナルモ葡側主權カ全然名義ノミトナルカ如キ事態ハ絶對承認シ難シトノ言明シタル趣ナリ。以上ノ會談中先方ノ態度ハ終始懇懇且協調のニシテ局面打開ノ誠意ハ充分認メラレタルモ一方既ニ覺悟ハ決シ居ルカ如キ

印象ヲ與ヘタル由ナリ。

五、客年十月ノ我方回訓

前記會談ニ對シ千葉公使ヨリ成ルヘク速ニ回答スルコトト致シ度キ旨電報アリタルカ十月一日ニ至リ大様左ノ如キ趣旨ニテ更ニ「サラザール」ト話合ヲ爲スヘキ旨回訓セリ

(一)「サ」首相ニ於テ現地官憲カ日本軍官憲ト相互理解ノ下ニ事實上相助ケ合フ必要ヲ認メタルハ我方ノ多トスル所ナルコト

(二)現總督カ速ニ更迭スルコトヲ希望スル次第ニシテ之カ爲葡側カ澳門ヨリ軍人ヲ派遣スル意嚮ナラハ我方ハ飛行機ノ座席ヲ提供(無料)スヘキコト

(三)我方ニ於テ行政全部ヲ掌握シ葡側主權ヲ全然名義ノミトスルカ如キ考ヘハ有シ居ラス出來得ル限り總督ノ地位ヲ尊重スヘク總督ニシテ敵性行爲ナキ限り其ノ行政官憲ヲ阻止スルカ如キコトハ毛頭考ヘ居ラサル所ナルコト

(四)然レトモ日本軍ノ作戰遂行、防衛、防諜、治安維持、通敵行爲ノ取締等ニ必要ナル事項(軍ノ必要ノ爲ノ物

資及勞力ノ徵發ヲ含ム)ニ付テハ總督ニ要求ヲ提出スヘク此ノ種ノ要求ニ對シテハ總督ハ必ス自ラ之ヲ實行シ又ハ所要ノ命令ヲ發スルコトトセラレ度且右總督ノ命令ニ從ハサルモノハ總督ニ於テ處罰セラレ度キコト(五)右ノ點ハ葡側ノ立場ヲ考慮シ特ニ書キ物ヲ以テ約束スルコトヲ求メサルモ本國政府ヨリ總督ニ對シ明白ナル訓令ヲ與ヘラレ度キコト

(六)我方ニ於テ無電臺ヲ管理シ日本軍ノ手ニ依リ葡側ノ發受信ヲ取次クコトハ原則トシテ異存ナキモ「チモール」ヨリ本國ヘノ暗號通信開始ノ時期ハ作戰上ノ都合モ考慮シ我方ヨリ連絡スヘキコト

而テ右訓令ニ基キ千葉公使ハ十月十三日外務次官ヲ往訪シ「チモール」問題ニ關スル我方要求ニ付東京ヨリノ訓令ノ次第ヲ口頭ニテ申入レタル處次官ヨリ首相ハ郷里ニ歸省中ニ付日本側要求ハ首相ニ報告ノ上何レ首相ヨリ千葉公使又ハ新任公使ニ返事スベシトノコトナリシ趣ナリ

六、森島公使ノ對葡交渉

其ノ後新任森島公使着任セル爲十月二十三日挨拶ノ爲「テイセラ」次官ヲ往訪シ其ノ際御信任狀捧呈前ナルモ

「チモール」問題ニ付至急交渉致シ度キ旨申入レ次イテ十月二十六日森島公使「テ」次官ト面會ノ際千葉公使ヨリ葡側ニ申入レ置タル我方要求ノ内容ヲ再應説明セル處「テ」次官ハ(一)暗號電報取次拒否ハ葡國主權ノ侵害ナリト力説セルヲ以テ森島公使ヨリ「チモール」ニ於テハ作戰進行中ノ今日暗號電報ハ直チニ取次キ得ザルモ從來我方トシテ原則上竝ニ實行上拒否シ來レル本件ヲ今回原則上同意セルハ我方ノ非常ナル讓歩ナル旨説明シ(二)軍人派遣ノ件ニ付テハ「テ」次官ヨリ總督ノ行動其他現地事情ヲ調査シタル上總督ノ更迭ヲ決定シ度ク(三)葡政府トシテハ日本側ト進シテ協力スル意嚮ナルモ總督カ日本軍ト直接此等事項ニ付協力スル時ハ事實上中立ヲ放棄シ「ベリジエレント」トナルベシトテ多大ノ難色ヲ示シタルヲ以テ森島公使ヨリ現地葡側官憲ノ我方現地軍トノ協力ニ關スル諸事項ハ本來ナレバ日本軍ニ於テ必要アラバ當然自力ニ依リ實行スベキモノナルニ拘ラズ葡側官憲ニ要求シ葡側ノ自發の措置トシテ實行ヲ求メントスル次第ナル旨説明シ置キタルカ其ノ後十月二十八日ニ至リ「テ」次官ヨリ森島公使ニ對シ派遣軍人ト本國政府トノ通信ニ限り

暗號ヲ許サレ度キ旨申出テアリタリ

右ニ付公使ヨリ請訓アリタルヲ以テ十月三十日帝國政府ヨリ森島公使ニ宛テ現在ノ戰況ニ於テハ右葡側申出ハ承認シ難キモ我方ノ作戰等ニ關係セサル平文電報ニ限り東京外務省經由取次グ事ニ異存無キ旨回電セリ

其ノ後十月三十一日森島公使「テ」次官ト面談ノ際我方要求ヲ繰リ返ヘシ説明シ葡側ノ同意ヲ求メタルニ次官ヨリ現地ニ於ケル日葡官憲ノ協力ハ葡側ノ中立性ヲ放棄スルモノニ非ズトノ結論ニ達シタルモ派遣軍人トノ暗號通信許可方ニ關シ再三我方ノ同意ヲ求メタルヲ以テ森島公使ヨリ再度拒否セル處「テ」次官ハ在京葡國公使ヨリ直(谷本)接各外務大臣ニ願出ズベキ旨語リタル趣ナリシヲ以テ十一月五日帝國政府ヨリ森島公使ニ對シ派遣軍人トノ暗號聯絡ハ軍側ニ於テ絶對不可能トナシ居ル旨告グルト共ニ葡國人現地保護ノ結果彼等ノ生活モ平靜トナリ利敵通敵行爲防止ノ目的モ達セラレタルニ付葡側トノ交渉ハ取急グニ及バザル旨電報スル所アリタリ

他方十一月十三日ニ至リ在京葡國公使ハ上村政務局長ヲ來訪シ前記派遣軍人ト葡本國政府トノ暗號通信ノ件ニ付

許可アリタキ旨改メテ申入レアリタルモ我方從來ノ態度ノ如ク之ヲ拒否スル旨回答セリ

十一月十八日森島公使次官ト面會ノ際次官ヨリ「チモール」問題ニ關シ彼我ノ間ニ問題トナリ居ルハ通敵行爲ノ中止、軍人派遣竝ニ無電通信ノ三點ナルガ日本側ニ於テ右ヲ *endoc* ニ解決セントスル方針ニ付テハ葡側ニ何等誤解無キ旨言明アリタルガ右葡側態度ニヨリ「チモール」問題モ愈々最終的話合ニ入ル模様ナリシヲ以テ十一月二十八日東京ヨリ森島公使ニ對シ葡側ニ於テ暗號通信ヲ飽ク迄主張スルニ於テハ軍人派遣ヲ取止ムルモ差支ヘ無ク成ル可ク葡側ヲシテ暗號通信ヲ斷念セシメタル上軍人派遣ヲ實行セシムル様説得スベキ旨訓令セリ

十二月二日森島公使ハ「テ」次官ニ對シ右訓令ノ趣ヲ申入レタルニ對シ次官ヨリ本國政府トシテハ甚ダ苦シキ次第ナルモ日本側ノ立場ヲ十分諒解シ居リ暗號通信ノ件ヲ強調セザル旨回答セル趣ニテ右會見ノ際ノ印象ヨリスルニ我方要求ノ「ライン」ニ副ヒ「チモール」問題ハ妥決シ得ルモノト觀測セラルル旨報告アリタリ

然ルニ十二月九日及十一日ノ兩度ニ亘リ森島公使、「テ」

次官ト會見ノ際次官ヨリ「チモール」問題ノ全般の解決ニ先立ち現狀調査ノ爲澳門ヨリ軍人ヲ「チモール」ニ派遣シ度キ旨對案トシテ提示セルヲ以テ森島公使ヨリ右ハ我方主張ト全然乖離スルモノニテ先般來ノ話合ヲ全然無視スルモノナルヲ以テ右葡側對案ナルモノハ本國政府ニ取次グコト能ハズ直接首相ノ見解ヲ質シ度キ旨申出デタルニ對シ次官ヨリ首相トノ會見ハ御信認狀捧呈後ニセラレ度ク葡側對案ハ是非共東京ニ取次ガレ度シト依頼アリタル趣森島公使ヨリ電報越スト共ニ此ノ際先方提案ハ正面ヨリ拒否スルコトトシ今後ノ話合ニ付テハ「サ」首相ノ意嚮打診ノ結果ニ依リ考慮シ度キ旨意見具申アリタリ

十二月十六日森島公使ハ御信任狀捧呈ヲ終了シタルガ他方十二月十九日在京葡國公使ハ松本外務次官ヲ來訪シ「チモール」ノ現狀調査ノ爲軍人ヲ派遣シ度キ旨申入レアリタルモ前記森島公使ノ具申セル意見ノ通り右葡側今回ノ對案ハ應諾シ得ザル旨松本次官ヨリ回答セリ

此ノ間十二月十八日森島公使ハ御信任狀ノ捧呈ヲ了シ同(マセ)「サ」首相トノ最初ノ會談ヲ爲セリ其ノ際「サ」首相ハ二時間半ニ亘リ葡側態度ニ關シ全般の說明ヲ行ヒ特ニ軍

人派遣問題ヲ蒸返シ之ニ對シ森島公使ヨリ從前通りノ我方立場ヲ説明スル所アリ其ノ後二月二十六日ニ至リ次官ヨリ森島公使ニ對シ前顯葡國側對案ニ關シ急速解決ヲ希望スル趣ヲ以テ改メテ日本政府ノ回答ヲ求メタルヲ以テ我方ニ於テハ其ノ後ノ現位情勢報告方在「デリー」領事館ニ訓令スルト共ニ不取敢三月八日前記葡側對案ハ受諾出來ザル旨葡國政府ニ正式回答シ置キタルガ其ノ後現地ヨリ接到セル情報ニヨルモ現地ノ事情ハ現狀維持ヲ以テ進ムヲ可トスベシトナシ居レリ

七、客年中ノ現地ノ狀況

葡領「チモール」ニ在リタル和蘭軍(土民兵ヲ含ム)ハ日本軍上陸後抵抗ヲ中止シ濠洲軍殘存兵力ノミカ山地ニ於テ「ゲリラ」的敵對行爲ヲ續ケ居リタルモ我方數次ノ討伐殊ニ客年八月ノ戡定作戰ニ依リ敗殘兵ガ若干殘リ居ル程度トナリタルガ如シ

土民ハ一般ニ對日感情惡カラス我軍ノ戡定作戰ニモ協力シ我軍ニ於テモ土民軍ヲ編成シ其ノ效果見ルヘキモノアリタル趣ナリ(土民軍編成ハ之ヲ葡本國側カ承知セハ中立侵害トシテ文句ヲ言ヒ來ルコトアルヘキモ未ダ葡本國

ハ知ラサルカ如シ)土民ハ葡側官憲ニ對シテハ相當ノ反感ヲ有シ十年前ニモ暴動勃發セシコトアリ皇軍進駐ニ伴ヒ昭和十七年十月一日「アイレウ」ニ於テ土民蜂越シ葡官憲數名ヲ殺讎シタル爲在留葡國人ハ危險ヲ避ケ奥地ヲ引上クルニ至レリ

總督ハ當初土民ノ背後ニ日本軍アリトノ考ヘト日本軍ノ保護ヲ求ムルハ中立ニ違反ストノ考ヘヨリ我方ノ保護ヲ求メ來ラサリシモ遂ニ十月二十四日ニ至リ正式ニ日本軍ノ保護ヲ求メ來レリ依テ其ノ希望ヲ容レ日本軍ハ島内ノ安全ナル地域(「リキサ」及「マウバラ」)ヲ指定シ葡人六百餘名ヲ收容シソノ生命ヲ保護スルト共ニ食糧等不足ノ分ハ軍ニ於テ支給シ生命ト生活ハ可及的保護ヲ加フルコトトナレリ(右ノ趣旨ノ一種ノ協定現地ニ於テ軍司令官總督間ニ成立セリ)

右保護ノ結果ハ大部分ノ葡國人ハ我軍ノ監視下ニ在リテ奥地殘敵トノ通信等モ不可能トナリ從前ノ如ク通敵行爲ノ餘地ナキニ至レリ

總督ハ其ノ後モ家族、副官、祕書ト共ニ「デイリー」市内ニ居住シ居リ其他「カント」市長及病院關係者等合計

五十名葡國人「デイリー」市内ニ居住シ居レリ之等「デイリー」在住者モ亦通敵行爲ノ餘地ナク總督自身モ其ノ本來ノ親英の傾向ガ是正セラレタリトハ思ハレサルモ今ヤ至ク行政ノ實權ヲ有セス事實上住宅ヲ一步モ出ツルコトナキ状態ナリ更ニ總督ハ皇軍進駐當時ハ我方ニ對シ反抗の態度ヲ執リタルモ其ノ後(殊二十二月以降)我方軍ノ殘敵掃蕩工作ノ積極的進展ニ伴ヒ全島完全ニ皇軍ノ支配下ニ歸スルニ及ビ總督モ自己ノ立場ヲ認識シ此ノ上非友好的の態度ヲ持續スルコトノ無意味ナルコトヲ自覺シ現狀ニ即應シテ善處スルノ外ナシトノ氣持ヲ生ズルニ至レレモノノ如ク今日ニ於テハ總督ハ「カント市長」ヲ表面ニ立テ被收容葡葡牙人ノ生命ノ保護其他生活萬端ニ關シ時々申出ヲ爲シ來リ之ニ對シ軍側ニ於テモ前述協定ノ範圍内ニ於テ事情之ヲ許ス限り好意のニ考慮ヲ加ヘ可及の最大限ノ便宜ヲ供與シ以テ彼我提携ノ實ヲ擧ゲツツアルノ實情ナルヲ以テ其ノ通敵行爲ノ餘地ナキ關係ヲモ睨ミ合セ今遽ニ之ヲ更送セシムル必要モナキニ至レリ

尤モ客年十月葡人保護收容ノ際「タボルダ」内務部長及「カスチリヨ」大佐ノ兩名家族ト共ニ濠洲ニ逃亡セルコ

ト最近ニ至リ明確トナリ本年一月頃英國新聞ニ顯ハレタル「デマ」宣傳ハ右兩者ノ發意ト認メラルル趣ナリ)又一般葡國人ニシテ殘敵ニ參加シ居ルモノ若干ハアルカ如キモ殘敵ノ勘定ト共ニ此等モ我方ニ執リ事實上問題トスルニ足ラサルモノト認メラル

更ニ又問題ノ無電臺モ敵機ノ爆撃ニ依リ破壊セラレテ使用不能トナレル趣ニシテ從テ無線達信回復ノ問題モ既ニ事實上解消セル譯合ナリ

ハ、結語

以上對葡交涉ノ經緯ト現地ノ事情ノ變化ヲ照合スルニ當初客年夏頃迄ハ現地葡側官憲ハ島内各地ニ於テ行政ニ當リ居リ其ノ通敵利敵行爲ハ現地軍ノ活動ニ多大ノ支障ヲ與ヘタルヲ以テ外交的手段ニヨリ葡本國ヲシテ總督ヲ更送セシムルヲ主眼トシテ工作シ來レルカ今ヤ至ク事情ヲ異ニシ現地ノ葡國人ハ殆ト全部一定個所ニ保護セラレ總督亦行政ヲ行ヒ居ラサル實情ナルヲ以テ現地トシテハ現狀ヲ維持スレハ足り特ニ對葡交涉ヲ要セザルニ至レリ從テ外交のニハ當面ハ唯我方ヨリ開始シタル對葡交涉ヲ如何ニシテ打切ルカニ在リ

470

尤モ最近ノ歐洲情勢殊ニ米軍北阿進駐、所謂第二戰線問題トノ問題トモ關聯シ世界的戰爭指導ノ見地ヨリスレハ從前ニモ増シテ葡本國ヲ米英側ニ走ラシメサル様細心ノ工作ヲ必要トスル次第ナリ從テ右ノ見地ヨリ當面研究ヲ要スル點左ノ如キモノナルヘシ

(1) 從前ノ對葡交渉ヲ手際良ク打切り對葡關係ヲ惡化セシメサル方法如何

(2) 現地ニ於ケル葡國人ノ取扱ニ更ニ改善ノ余地アリヤノ點

(3) 葡人居住地ヲ一種ノ安全地帯トシヤル方法ノ有無及可否

(4) 現地葡國人ト本國ノ家族等ノ間ニ個人的安否ノ通信等ヲ取次キ遣ルコトノ可否

(5) 右以上ノ通信許容ノ可否、現地葡側官憲ノ啓發ニ付更ニ努力シ對日關係良好ナル旨ヲ本國ニ報告セシムル可能性ノ有無

昭和19年1月26日

在ポルトガル森島公使より
重光外務大臣宛(電報)

チモール問題をめぐるポルトガル国内世論に
ついて

リスボン 1月26日午後11時55分発
本省 1月31日前2時55分着

第二八號(至急)

(一) 英米カ「チモール」問題ニ關シ幾多ノ虛報ヲ散布シテ日葡關係ノ惡化ヲ策シ又葡國輿論ノ反日意識作興ニ努メ居リ同問題ヲ繞リ葡國ノ對日斷交乃至宣戰說迄頻繁ニ傳ヘラレタルハ御承知ノ通りノ處客年十一月葡國首相ノ本問題ニ關スル議會演說以來當國新聞(特ニ英米系ノモノ)モ公然ト「チモール」問題ヲ論議シ始メ日本ノ葡國主權障礙、葡人虐殺等極メテ煽動的文辭ヲ使用シ日本軍ノ速時撤兵竝ニ損害賠償要求論ヲ掲ケ人心ノ反日感ヲ醸成セシメ來レルニ鑑ミ本使ヨリ首相ニ對シ新聞記事取締竝ニ輿論宣傳上善處方注意ヲ促シ置キタルハ往電第一〇號ノ通りナリ

(二) 葡政府トシテモ本件ニ關スル論評ヲ全然禁止スルコトニハ對内關係上困難アリトテ種々對策ヲ考究セルモノノ如ク過般政府ノ機關新聞ヲシテ「チモール」問題ニ關スル

長文ノ社説ヲ掲ケシメ「チモール」問題ハ未タ解決ノ運
ヒニ至ラス本問題ヲ繞リ近來巷間ニ各種ノ風説流布セラ
レ又爲ニセントスル政治屋等ノ策動アルモ政府ハ此ノ種
策動ヲ超越シ黙々解決ニ努メ居ル實情ニテ問題ノ真相ハ
政府ノミ熟知シ居ル次第ナルニ付解決ニ關スル具體事項
ハ専ラ政府ニ一任シ國民ノ兎ヤ角言フヘキ筋合ニ非スト
論セシメ本件ニ關スル國民ノ無責任ナル言動ト輕擧妄動
ヲ戒メタリ

(三)斯クテ一先ツ言論界ヲシテ本件ニ關スル論議ヲ封シタル
形ナルモ新聞中ニハ「チモール」問題ノ重要性ヲ説キ右
政府機關紙ノ論議ニ對シテスラ一矢ヲ報ヒタルモノアル
位ニテ本問題ヲ繞ル内外諸種ノ策動解消セル譯ニ非ス今
後モ手ヲ代ヘ品ヲ代ヘ種々策動アルヘク殊ニ今後ノ國際
狀勢ノ複雑化、極東ニ於ケル戦局ノ推移如何等ニ伴ヒ此
ノ種策動ノ激化スヘキハ想像ニ難カラス從テ「チモール」
問題ハ依然葡國ノ政治問題トシテ重大且機微ナル性質ヲ
有シ居リ「サ」首相ハ之カ善處方ニ一方ナラサル苦心ヲ
シ居ルモノト認メラル

471

昭和19年2月4日

在ポルトガル森島公使より
重光外務大臣宛(電報)

チモール島への視察員派遣に関するサラザールとの意見交換

リスボン 2月4日 前10時50分発

本 省 2月5日 後9時55分着

第四〇號

三日「サ」首相ノ求メニ依リ往訪

一、「サ」ヨリ先般來ノ會談ニ依リ双方ノ意嚮大體明白トナ
レルモ視察員派遣前誤解無キ様充分御協議シ置クニ非サ
レハ視察員派遣ノ結果却テ兩國關係ヲ惡化セシムルコト
無キヲ保セストテ「ミヌーツ」ノ字句ニ關シ質問アリ意
見ヲ交換シタル後本使ヨリ視察員東京立寄ノ件ニ關シ御
來示ノ趣旨ヲ説明セル處「サ」ハ右ヲ應諾シ澳門東京間
ノ旅行ノ點ニ付質シタルヲ以テ本使ヨリ日本政府ニ於テ
飛行機提供ノ旨回答シ置ケリ

二、次イテ「サ」ヨリ現地ノ狀況不明ナリトテ

(一)現地滞在中ニ於ケル自動車(一、三臺)「ガソリン」、

宿舍、食糧及藥品等ノ問題

(二) 現地滞在中本人ニ對スル安導券ノ發給

(三) 調査ノ自由(葡國人竝ニ土人等トノ會談ノ自由竝ニ視察員ニ會見セル葡國人竝ニ土人等カ視察員退去後日本官憲ヨリ壓迫セラルルカ如キコトアリテハ自由ノ調査不可能ナルヘキニ付其ノ邊ニ對スル日本側ノ措置)

(四) 視察員ノ身體ニ對スル安全ノ問題(日本側ノ安導券アル以上日本側トノ關係ニ於テハ何等懸念ヲ有スル譯ニハ非サルモ土人ヨリ危害ノ惧無キニ非ス然ルニ視察員カ日本側ノ保護ノ下ニ視察スルトキハ視察ノ目的達成セサル場合アルヘク從テ視察員ノ信賴スル葡國兵又ハ警官數名ヲ滯同シタキ處葡政府所有ノ情報ニ依レハ武器類ハ全部徵發セラレ居ル趣ニ付右數名ニ對スル武器交付方取計ハレ度キコト)

ニ付屢々述フル所アリ

右ニ對シ本使ヨリ(一)ハ日本側ニテ引受クヘシ(二)現地滞在中言葉等ノ關係上日本兵等トノ間ニ誤解ヲ生スルコトモ想像セラルルニ付現地軍ニ於テ日本文ニ依リ身分證明書等ヲ發給方政府ニ申送ルヘシ(三)日本政府トシテハ公正ナル調査ヲ主眼トスルモノナルニ付御懸念ノ如キコトナキ

様日本政府ヨリ現地官憲ニ特ニ嚴重指令方本使ヨリ電報スヘシ(四)日本側ニテ充分保護ノ責ニ任スヘキハ當然ニシテ例ヘハ總督ト會見ノ場合ニハ護衛ノ日本兵ハ總督官邸外ニテ待機スレハ可ナリト思考セラルル處武器交付等ノ點ニ付テハ本使トシテ茲ニ御約束出來サルモ御話ノ次第東京ニ電報シ實現方努力スヘシト應酬シ置キタリ

三、「サ」ハ右本使ノ説明ニ満足シ葡國政府トシテ人選其ノ他準備ヲ進メ居ルニ付「ミスーツ」ノ件纏リ次第澳門ヘ命令ヲ出スコトトスヘシト述ヘタリ

四、終リニ本使ヨリ「チモール」問題ニ付テハ葡國民一般ニ多大ノ關心ヲ有シ居リ且貴下カ議會演說中日本政府ニ於テ視察員派遣ヲ拒否セル旨述ヘラレタル經緯モアリ本件確定ノ上ハ國民ニ周知方何等カノ方法ヲ取ラルルモノト思考スルトテ其ノ意嚮ヲ質シタルニ「サ」ハ適當ノ時機及方法ニ依リ然ルヘク取計ヲハ勿論ナリト答ヘタリ



472

昭和19年2月4日

在ポルトガル森島公使より
重光外務大臣宛(電報)

視察員派遣に関するサラザールの意向及びそ

の背景について

リスボン 2月4日後9時00分発

本省 2月6日前8時15分着

第四二號

往電第四〇號ニ關シ

- 綿密周到ナル性格ノ「サ」首相ハ先々ノ點迄詳細ニ氣ヲ配リ居ル次第ニシテ數次會談ノ印象ヲ綜合スルニ
- (一) 視察ノ目的達成上出來得ル限りノ便宜ヲ謀ラントスル日本政府ノ意嚮ハ「サ」ニ於テ充分了解セルモノト認メラルルモ依然出先機關ニ於テ軍事上ノ必要ノ名目ノ下ニ視察地域等ヲ極度ニ限定シ視察力有名無實ニ終ルコトナキヤ若シ右ノ如キコトアラハ視察員派遣ニ依リ却テ事態ヲ惡化セシムルコトトナルナキヤ懸念シ居ルカ如シ
- (二) 視察ノ目的カ主トシテ(イ)日本軍進駐後今日ニ至ル迄ノ實情(特ニ葡國人ノ生命財産等)(ロ)行政運用ノ實情ニアルハ「サ」ノ説明ニ依リ明カナリ從テ我軍ニ於テ葡國側公私ノ財産等ヲ徵用使用シ居ラハ補償ノ問題生シ得ヘシ
- (三) 「チモール」ノ状態ハ濠洲方面ヨリ來レル數百通ノ書信等ニ依リ大體明瞭ナリトハ「サ」カ數次述ヘタル處ナル

カ「サ」ノ意嚮ハ屢次電報ノ通り葡國政府トシテ同國官憲ノ手ニ依ル自由調査ニ基ク實情ヲ得ントスルニ在リ當方ニ於テ懸念シ居タル武器押收(客年往電第六五二號ノ三)ノ事實モ既ニ「サ」カ承知シ居ル次第ナルニ付日本側トシテハ我方ノ容喙干涉等無ク視察員ヲシテ出來ル限り自由ニ調査セシムルノ建前ヲ持スルコト肝要ナリ從テ葡人並土人等ノ對談等ニ際シテモ我方ノ立會等ヲ避ケ又視察員滯在中憲兵等カ視察員ト會談セル葡人並土民等ニ就キ模様ヲ探ルカ如キコトハ差控フルコト然ルヘク又我方トシテモ目立サル形ヲ執ルコト然ルヘシト存ス

尙客年往電第六五二號申進ノ諸點ニ付テハ折角考究中ノコトト存スルモ出先官ニ於テモ大局の利害關係ヲ充分考慮スル様此ノ上共徹底方御配慮アル様致度シ

473

昭和19年2月12日

重光外務大臣より
在ポルトガル森島公使宛(電報)

チモール視察員に対する取扱い方針について

本省 2月12日後7時30分発

第四五號(極秘、大至急)

貴電第四〇號及第四二號ニ關シ

當方ノ視察員取扱方針ハ往電第四〇號申進ノ通ナル處葡國主權及行政權實施ヲ尊重シ葡國人ノ生活ヲ安定セントスルノ誠意ヲ示ス爲ノ措置トシテハ現地ノ事情ヲモ參酌シ課稅實施ノ容認(但シ葡國人自ラ徵稅ヲ爲スコト困難ナルニ付我方ニ於テ代理徵收シ之ヲ葡側ニ交付スルコトス)總督等ノ行動制限緩和、押收武器ノ返還、總督等ノ拳銃携帯許可、軍ニ於テ使用中ノ葡國漁船ニ對スル代價又ハ借料支拂、葡國人ノ逮捕取調緩和、葡國人收容地域ノ擴張及農業者ノ農園復歸、漁獵區域ノ擴張、日葡公辦「フアトベシ」農園ノ復活、醫藥品ノ購入斡旋、軍及葡國人間ノ連絡ノ爲在「デイリー」總領事館員ノ「リキサ」常駐等實施方關係當局ノ意見一致シ軍中央ヨリ現地軍ニ對シ狀況許ス限リ之カ實現方指令濟ナルカ(先方ニ御洩ラシナキ様致度)他方「チモール」カ我方最前線ニ在リ且總督ノ希望ニ依ルノミナラス軍ノ自衛上葡國人ノ生活區域ヲ一定地位ニ限定シ居ル爲現實ノ問題トシテ葡國人ノ自由ハ可成制限セラレ居ルニ付視察員ノ行動ニ關シ貴地ニ於ケル交渉ニ當リ現地ニ於テ到底許容シ得サル便宜供與方ノ言質ヲ與ヘラルルニ於テハ視

察員派遣後ノ事態ヲ紛糾セシムルコト明カナルヲ以テ其點貴使ニ於テ充分御留意相成度ク視察員派遣細目ニ關スル打合せハ出來得ル限り貴地ニ於テ之ヲ爲ササル様努メラレ度特ニ左ノ諸點ニ御注意相成度

一、我方トシテハ視察員ノ視察ヲ有意義ナラシムル爲努メテ制限ヲ差控フル意嚮ナルハ申ス迄モナキモ葡側ニ於テ視察員カ我方發給ノ安導券或ハ身分證明書ヲ入手シテ島内到ル所ヲ自由ニ視察シ度シトノ考ヘヲ有ストセハ全く現地ノ事情ニ即セサルニ付斯ル考ヘヲ是正セラレ度尤モ我方トシテモ防牒上及視察員ノ保護上差支ヘ無キ限り「デイリー」「リキサ」「マウバラ」以外ノ地域ヲモ視察セシムル意嚮ナル處右視察ハ我方ノ保護下ニ於テ爲サシムルモノナルニ付安導券或ハ身分證明書携帯ノ必要生セス又葡國兵ノミノ護衛ハ不用ナルノミナラス却テ不測ノ事端發生ノ惧ナシトセサルニ付之ニ應シ得ス

二、我方トシテハ視察員ト葡側トノ接觸ハ自由ナラシメ土民トノ接觸ハ適宜指導スル所存ナルモ此點ニ關シ葡側ニ於テ飽ク迄明瞭ニシ度キ意向ナルニ於テハ土民トノ接觸モ成ルヘク視察員ニ自由ニ任スル考ナルコトヲ言ハレテ差

支へ無し

474 昭和19年3月2日 重光外務大臣より
在フィリピン村田(省感)大使宛(電報)

マカオ総督府秘書長のチモール島派遣について

本省 3月2日後9時発

第二一號(極秘)

今般日葡兩國政府間話合ノ結果帝國側斡旋ノ下ニ^(澳)澳門ヨリ
澳督府秘書長「コスタ」大尉「チモール」島ニ赴クコトト

ナリ同人ハ東京ヨリノ同行者(外務省曾禰政務第二課長及

細川三等書記官大東亞省石井事務官計三名)ト共二十一日

臺北ヨリ陸軍機ニテ貴地着貴地ヨリ陸軍省軍務局榊原少佐

ヲ加ヘ十二日出發「ダバオ」ニ一泊シ更ニ歸路十九日貴地

着一泊ノ上東京ニ向フ豫定ナリ宿舍及飛行機ノ世話ハ陸軍

カ擔當スルコトトナリ居ルモ貴方ニ於テモ何彼御配慮ヲ得

度尙本件ハ差當リ公表セサルニ付御含ミ相成度

本電ノ趣旨「ダバオ」ニ轉報アリタシ

大東亞承知

475 昭和19年3月3日 青木大東亞大臣より
在ディリ淀川総領事宛(電報)

チモール視察員派遣に関する細目決定について

本省 3月3日後5時発

第八號(大至急)

一、貴官歸任以後數次ニ亘リ森島、「サラザール」會談ノ結

果細目ニ關シ左ノ諸點ニ付話合纏リタルニ付貴地軍側ト

モ御連絡ノ上之カ實施方御取計相成度

(1) 現地滞在中視察員ノ必要トスル自動車、宿舍、藥品等

ハ一切我方ニテ供給スルコト

(2) 身分證明書ノ發給(當方トシテハ其必要ヲ認め居ラサ

ルモ葡側ニ於テ特ニ之ヲ希望セルヲ以テ應諾セルモノ

ナリ就テハ「コスタ」大尉カ葡國政府ノ任命セル視察

員ニシテ我軍ノ諒解ノ下ニ「チモール」島ヲ視察スル

モノナルコトヲ證明ストノ趣旨ノ現地軍發給ノ日本語

(葡語譯付)身分證明書ヲ準備シ置カレタシ)

(3) 葡國人及土民トノ會談ハ自由ナルヘキコト(土民トノ

會談ハ貴方ニ於テ適宜指導セラルヘキコト、御承知ノ

通ナルモ葡側ニ對シテハ右ハ自由ナリト説明シ置ケル

モノナルニ付此ノ點充分御含ミ置カレタシ)

(4) 武裝葡國人護衛兵ヲ附スルコト(葡側ハ公正自由ナル狀況ノ下ニ調査ヲ行ヒタリトノ形式ヲ整フル爲拳銃ヲ携帶スル葡國人護衛兵ヲ附シタキ旨特ニ強キ希望アリタルニ付應諾セルモノナリ)

右四項目ニ關シテハ軍中央ハ諒解濟ニシテ(2)以下ニ付テハ視察員ニ同行スヘキ陸軍側係官ヨリモ現地軍ニ對シ充分説明スルコトトナリ居ルモ貴官ヨリ前以テ軍側ニ連絡シ置カレタシ

二、「コスタ」大尉ノ出發ハ旅程ノ都合上或ハ東京ニ立寄ラス臺北經由トナルヤモ知レサルモ臺北出發ハ十二、三日頃トナル豫定ナリ尙總督ニ對シ視察員派遣ヲ通報スル時期ハ追テ指示ス
軍ト打合濟

476

昭和19年4月5日 重光外務大臣より
在ポルトガル森島公使宛(電報)

チモール視察員派遣に関する公表方針

別電 昭和十九年四月五日発重光外務大臣より在ポ

ルトガル森島公使宛第九七号

チモール視察員派遣に関する外務当局談話

本省 4月5日後8時発

第九六號

往電第九一號ニ關シ

「天候悪キ爲「コスタ」一行ハ豫定以上臺北ニ停滯シ本五日午後當地ニ到着セリ

二、「コスタ」滯在中ノ觀迎ハ一切非公式トシ新聞ニハ一切發表セス「コ」澳門到着ヲ待チテ別電ノ通り外務當局談ヲ發表シ其際記事トシテ視察員ノ「チモール」行ニ傳宜(便)ヲ與ヘタルコトカ帝國ノ公正ナル態度ヲ示スモノナルコトヲ多少書カシムル程度ニ止メ日葡間ノ交渉經緯、彼我ノ主張ノ相異等ニハ言及セサル方針ナルニ付葡側ニ於テモ概ネ右發表案ニ同調スル様御打合セアリタシ

(別電)

本省 4月5日後8時発

第九七號

葡國政府ハ葡領「チモール」ニ於ケル葡國人民生活狀況等視

察ノ爲豫テヨリ同國人官吏ノ同島派遣ヲ希望シ居リタル處
帝國政府ハ日葡友好關係ニ鑑ミ同視察員ノ旅行ニ關シ所要
ノ便宜ヲ與フルコトニ同意セリ依而葡國政府ノ任命セル視
察員在澳門總督祕書長「コスタ」大尉ハ三月初旬澳門發
「チモール」ニ赴キ無事任務ヲ遂行ノ上本月中旬東京經由
ニテ澳門ニ歸任セリ

477 昭和19年4月8日 重光外務大臣より
在ポルトガル森島公使宛(電報)

チモール視察員の視察感想について

別電 昭和十九年四月八日發重光外務大臣より在ポ

ルトガル森島公使宛第一〇〇号
チモール視察員の報告書について

本省 4月8日後6時10分發

第九九號

往電第九六號ニ關シ

「コスタ」ニ同行セル日本側現地派遣員及淀川總領事等ノ

報告ヲ綜合スルニ左ノ如シ

一、「コスタ」ハ資性濃厚ニシテ終始懇懃ナル態度ヲ持シ他

方日本側現地軍側ハ懇切ニ待遇セル爲極メテ友好裡ニ現
地視察竝長途ノ旅程ヲ了ヘ大體ニ於テ視察ノ目的達成ニ
満足シ居ル如シ

二、尤モ「コ」トシテハ「チモール」滯在期間ハ決シテ充分
ト認メ居ラス且本國政府ニ對シ自己ノ責任輕減ノ爲期間
ノ短小ヲ強調スヘク(往電第九一號參照)更ニ日本側ノ葡
國官民ニ對スル不平不滿ニ付テハ「コ」ノ希望ニ基キ淀
川總領事ヨリ文書ヲ以テ提出セルモ右ハ「コ」ノ「チモー
ル」出發後手交セル爲(日本側係官ハ此ノ種過去ニ屬ス
ル「コンプレント」ヲ今更進ンテ申出ツルコトハ差控
ヘ度キ意向ナリシカ「コ」ニ於テ本國政府ヨリノ訓令ニ
從ヒ是非提出アリ度キ旨主張セルヲ以テ結局提示スルコ
トトセル由ナリ)「コ」トシテハ之ヲ現地ニ於テ確認ス
ルヲ得サリシト不平ヲ述ヘ居レリ

三、「コ」ノ報告書ノ内容等ニ關シ同人ノ談及日本側係官ノ
推測等ニ基キ判斷セル所尤ヨリ正確ヲ期シ難キモ別電第
一〇〇號ノ通

四、「コスタ」ハ明七日東京發(汽車)十日飛行機ニテ福岡ヨ
リ香港ニ向フ豫定ナリ

(別電)

第一〇〇號

本省 4月8日後7時20分發

一、報告書ハ主トシテ「コスタ」ノ蒐集セル資料ヨリ成ルモ「コ」ハ極力自己ノ觀察乃至ハ判決ヲ附スルヲ避ケ殆ント資料ノ儘澳門總督ニ提出シ同總督ノ責任ニ於テ本國政府ニ報告スル形式ヲ執ルヘシ

二、報告書ノ内容ハ本國政府ヨリ命セラレタル視察要綱ニ從ヒ大別シテ

- (1)「チモール」島ノ現状就中葡側行政及官民ノ生活狀況
- (2)濠蘭軍侵入當時ノ葡國官民ノ態度土民蜂起事件ノ真相並右ニ伴フ混亂ニ際スル葡國官民ノ態度就中政府ノ命令ニ反シ濠洲ニ避難セル官民ノ態度及總督側ノ右政府命令ノ執行振如何
- (3)日本側ノ葡國官民ニ對スル不平等葡國官民ノ日本側ニ對スル不平

等ヨリ成リ右ノ外極メテ行政事務的ナル事項(主トシテ總督府側ノ行政事務報告)ノ傳達ヲモ含ムモノト判斷ス

三、右内容ノ中(1)ハ單ナル實情ノ調査ナルヲ以テ左シテ問題

- ナク葡人ノ生活狀態ニ付テハ「コスタ」出張直前ヨリ改善セラレタル程度ナラハ左シテ不滿ナキ模様ナル如シ尤モ新規要求ヲ提出スルコトアルヘシ(2)モ亦直接日葡間政治關係ヲ調査スルノ趣旨ニ非スシテ寧ロ葡側内政問題ヲ主トスルモノニテ單ニ附屬的ニ日本側ノ態度カ問題トナルノミナルヘシ(3)カ最モ機微ナル次第ナルカ「コ」及總督ノ日葡關係改善ノ爲建設的方向ニ努ムヘシトノ言明、彼等ノ對日依存的立場竝「コ」ノ日本側派遣員ニ對スル言質(日本側ニ不利ナル確實ナル情報アラハ之ヲ内示スヘシトノ言)等ヨリ判斷シテ我方ニ不利ナラスト認ム
- (1)但シ左記諸點ニ付テハ必スシモ日本側ノ説明(「コ」)ノ強キ希望ニ從ヒ淀川總領事ヨリ文書ヲ以テ提出セリ)ニ満足シ居ラス從テ之ト合致セサル意見ノ提出アルヲ豫想ス
 - (2)黒木領事檻禁問題ニ際スル總督ノ態度竝措置カ不誠意ナリトノ點(總督ハ有ユル手段ヲ講シテ釋放方ニ努メタリトナス)
 - (3)土民蜂起事件カ土民平素ノ對葡反感ノ所産ナリトスル點竝日本軍カ十全ノ保護措置ヲ執レリヤノ點但シ日本

側ノ使噉ニ係ルモノナル如キ意見ヲ提出スルコトナカルヘシ(囚人ノ釋放及土民ニ對スル武器ノ係給カ日本軍又ハ濠蘭軍ノ孰レニ依リ爲サレタルカハ別トシ土民蜂起ノ原因ナリトナス)

(3) 葡人ノ通敵行爲ニ付テハ多クハ確證ナシトナスナルヘシ

他方「リキサ」「マウバラ」ニ葡人ヲ收容セル際ノ所謂現地協定成立ノ經緯ニ付テハ日葡双方ノ説明ニ喰違ナキモノノ如ク又日本軍カ葡國國旗ヲ常ニ尊重シ又日本軍カ葡人婦女女子ニ對シ事件ヲ起シタルコトナキ點ハ報告中ニ掲ケラルルモノト判斷ス

尙「コ」及總督ハ濠洲ニ逃亡セル葡國官民ニ對シテハ相當反感強キ様子ニシテ彼等ヲ卑劣ナリトシ其ノ言説ハ信ヲ措キ難シトナシ居ル次第ニテ右ハ自然ト「コ」ノ報告ニ反映スヘク我方ニ取リテ不利ナラサルヘシ

四、報告中ニ言及セラルルヤ否ヤハ不明ナルカ今後日葡間交渉案件トシテ取上ケラルヘキ事項ニ付「コ」ノ所言ヨリ判斷スルニ左ノ如シ

(一) 現地ニ於ケル交渉事項

(イ) 總督ノ「リキサ」「マウバラ」視察ニ對スル便宜供與特ニ「ガソリン」ノ配給

(ロ) 「リキサ」「マウバラ」葡人カ總督ノ保證ノ下ニ若干名奧地ニ物資買付ニ赴クコトノ許可

(ハ) 「リキサ」「マウバラ」附近ニ於ケル葡人農園經營ニ依ル物資自給ノ許可

(ニ) 中央ニ於ケル交渉事項

(イ) 「チモール」「リスボン」間通信問題(暗號電報ノ傳

送問題ヲ蒸返ス公算アリ)

(ロ) 武器返還問題

尙葡本國政府トシテハ「コ」ノ報告ノ内容ニ拘ラス根本問題タル徹兵問題ヲ斷念スルコトナカルヘキハ勿論更ニ葡國行政權ノ行使少クトモ葡側官民ノ行動ノ自由恢復等ニ關シ要求ヲ提出シ來ル公算ナシトセス(葡本國政府トシテハ「リキサ」「マウバラ」ニ於ケル葡人收容ヲ正當化スル所謂現地協定ハ非常事態ニ於ケル辦法トシテハ認ムルコトアルヘキモ永續ニ適用アルモノトシテ容認スルコトナカルヘシ)



478

昭和19年4月17日

重光外務大臣より
在ポルトガル森島公使宛(電報)

視察員派遣を機にちモール島で実施されたポ

ルトガル側への対応改善措置について

本省 4月17日午後7時30分発

第一一號(至急、極秘)

貴電第一三六號ニ關シ

一、往電第四五號列舉事項

改善ノ實況左ノ通(特ニ時期ニ付テ記載ナキモノハ「コ
スタ」視察ノ直前ニ實現セルモノナリ)

(イ)總督等ノ行動制限緩和

葡國ノ「アゾーレス」島貸與事件ニ伴フ我方ノ警戒措
置トシテ現地ニ於テハ當時ヨリ「デイリー」市内總督
官邸及「カント」市長等ノ居住スル「ポルトガル」病
院構内ニ監視ノ爲我カ衛兵ヲ配置シアリタルカ之ヲ撤
收セリ從テ「デイリー」市内ノ行動(土民トノ接觸ヲ
含ム)ハ勿論自由ニシテ「リキサ」「マウバラ」等ニハ
我方ヨリノ便宜供與(「ガソリン」ノ供給又ハ軍用自動
車ニ便乗等)ニ依リ隨時赴クコトヲ得

(ロ)押收武器ノ返還

實狀往電第六〇號ノ通ナルヲ以テ實施ニ至ラス尙總督、
市長、副官等ニ對スル拳銃ノ自由携帯ノ容認ハ實施ス
ミナリ

(ハ)使用中ノ葡國漁船ニ對スル代償又ハ借料ノ支拂

我方ヨリ屢次支拂方申出タルモ先方ハ中立國ノ建前上
取極メハ避ケ度ク引續キ日本軍ニ依ル使用差支ナシ尙
借用料ニ付テハ日本軍ヨリノ配給食糧品ノ代價カ極メ
テ低廉ナルヲ以テ之レト相殺シ居ルモノト看做シ度シ
トノ意嚮ニテ從テ本件ハ右様ノ「ライン」ニテ事實上
解決シ居レリ

尙漁船ハ三隻ノ中二隻我方使用中ナルカ孰レモ五屯程
度ノモノナリ

(ニ)葡國人ノ逮捕取調ノ緩和

收容區域在任葡國人中通敵行爲ノ嫌疑ニ因リ取調ノ要
アルモノ尠カラサルモ取調等ヲ中止セリ

(ホ)葡國人收容地域ノ擴張及農業者ノ農園復歸

主トシテ葡國人ノ食糧自給ノ途ヲ開ク意味ニ於テ收容
地域附近ノ農園ニ復歸ヲ許可方考慮中ナルカ放課上ノ
(附)

考慮モアリ第一着手トシテハ「サブト」社所有後記「ファトベシ」及「パパタ」農園ノ再開ヨリ始メタリ尙官有農園ニ付テモ軍側ニテハ復歸ヲ許可シ居ルモ葡側ニ於テ未タ實施セス

(ハ)漁獵區域ノ擴張

客年九月以來我方ノ警戒措置(敵潜水艦トノ通信ノ如キ)トシテ晝間ニ限り且限定セル區域ニ於テノミ漁獲ヲ認め來レルモ區域ノ擴張ヲ許可スミ

(ト)「ファトベシ」及「パハタ」農園ノ復活

實施スミ

(チ)醫藥品ノ購入斡旋

「コスタ」ト同行セル日本側派遣員ニ於テ携行シ先方ニ轉達濟

(リ)「デイリー」總領事館員ノ「リキサ」常駐

葡國語ニ通スル副領事一名常駐ス尙「マウバラ」ニモ職員常駐方考慮中

(ヌ)課稅實施ノ容認

南洋開發ヨリノ借款ニ依ル行政費捻出ノ件カ今般「コスタ」ノ報告ニ依リ漸ク本國政府ノ知ル所トナル順序

ニモアリ課稅實施ノ容認ハ未タ實施シ居ラス
ニ右ノ他ノ改善事項(實施時期ハ二ト同シ)

(イ)總督官邸及「ポルトガル」病院ニ對シテ軍ニ於テ定期的ニ野菜類ノ特配ヲ爲ス外奧地土民ヨリ食料ノ直接買取及土民ノ手ニ依ル搬入ニ對シ便宜供與ヲ實行セリ
(ロ)收容區域内ノ市場ヨリノ軍ノ食料品買上ハ自發的ニ差控フルコトトセリ

479 昭和19年6月6日

在ポルトガル森島公使より
重光外務大臣宛(電報)

視察員帰国後におけるポルトガル政府の反応

リスボン 6月6日

発

本省 6月10日前7時20分着

合第四號

往電合第二號ニ關シ

一、葡萄牙視察員ハ四月十九日「チモール」着同二十六日發
東京ニ立寄り五月十三日澳門ニ歸還葡萄牙政府ハ同地ヨリ二回視察ノ綜合的印象ニ付電報ニ接シ居ルモ正式報告ハ未タ接受シ居ラサル處「サラザール」首相及外務次官

共ニ本使トノ會談ニ於テ視察員滞在期間ノ短カカリシ點ニハ言及セルモ「チモール」ノ現状ニ付不滿釜敷キ素振り全然無シ

二、諸般ノ情報ヲ綜合スルニ視察員ハ「チモール」實狀ニ付良好ナル印象ヲ得テ歸還セルカ如ク視察ノ結果ハ葡國政府ニ安心ヲ與ヘ居ルモノト認メラル

一方葡國政府トシテハ視察員ノ派遣ニ依リ元來ノ主張ヲ實現シ得對内外兩面ニ於テ其ノ立場ヲ救ヒ得タル譯ニテ特ニ報告ノ入手ヲ取急キ居ル模様認メラレス
本電宛先在歐各大公使

獨ヨリ在歐各大公使、外務大臣へ轉電アリタシ

480 昭和19年6月27日 在ポルトガル森島公使より
重光外務大臣宛(電報)

視察員派遣に対するサラザールの評価について

リスボン 6月27日午後11時30分発
本省 6月30日午前9時05分着

第二一二號

往電第一四五號ニ關シ

二十六日「サ」首相ト會談本使ヨリ「コスタ」大尉ノ報告ニ關シ質問シタル處「サ」ハ其ノ後連續的ニ電報報告ニ接シ既ニ莫大ナル量ニ達シ居ルモ完結ニハ至ラス自分トシテ綜合的意見ヲ開陳スルノ時期ニ達シ居ラス又右報告ハ日本軍進駐後ニ於ケル現地ノ事情竝ニ事件ニ關シ巨細漏ラサス詳細ニ報告シ居ル處(例ヘハ土民蜂起事件ニ付テモ濠洲避難者ノ報告及英米側ノ報道カ大袈裟ニ過キタル宣傳ト思ハルル點アルモ他方日本軍ノ使噓ニ依リ事件モアリトテ詳細ニ説明セリ)其ノ内容ヲ一々檢討シ各事件ノ責任ヲ判定スルカ如キハ不可避ト謂フモ過言ニアラス唯右報告ニ基キ視察員ノ使命遂行ニ關スル自分ノ考ヘヲ申上クレハ(一)視察期間カ短カキニ過キシコト(日本側隨行者ハ飛行機ノ都合上五日ヲ提議セラレタルモ「コスタ」ノ申出ニ依リ七日トナリタル由)(二)視察地點カ「リキサ」「マウバラ」ノ二地域ニ限ラレ其ノ他ノ地帯ニ付テハ日本側ノ許可ナク從テ土民トノ會談不能ナリシコト(三)葡國官民ノ行動ニ對スル日本側ノ不平又ハ抗議事項ハ「コスタ」歸還ノ途上臺灣ニテ提示アリ將來ノ記錄的參考以外何等意義ナカリシコトナリト述ヘタルヲ以テ本使ヨリ右御不滿ハ誤解ニ出テ居ルモノナルヘ

シトテ累次貴電御來示ノ事情ヲ説明シ日本政府トシテハ寧
ロ「コスタ」カ報告ノ不備ヲ滞在期間ノ短カカリシコトニ
轉嫁スルナキヤヲ惧レ居ル次第ナリト應酬セルニ「サ」ハ
貴使ノ説明ニ依リ「コスタ」ノ言分ハ其ノ儘受取り得サル
様思ハルル處本問題ニ付茲ニ論議ヲ重ヌル譯合ニ非スト述
ヘ視察員ノ旅行竝ニ滞在中日本官憲ヨリ至レリ盡セリノ御
厚遇ヲ受ケ「コスタ」モ深謝シ居レリト谢意ヲ述ヘタル
上「チモール」ニ於ケル葡國主權竝ニ行政權ノ實情ニ付所
見ヲ述ヘ正式提案ニ非サルモ「チモール」問題解決案ニ關
シ重大意見ヲ開陳セリ(右「サ」ノ意見竝ニ卑見別ニ電報
ス)

481 昭和19年6月29日 在ポルトガル森島公使より
重光外務大臣宛(電報)

日本軍のポルトガル領チモールからの撤兵を

サラザールより申入れについて

リスボン 6月29日 前1時30分發
本省 7月3日 前1時00分着

第二一三號

往電第二一二號ニ關シ

本使ニ於テハ「チモール」ニ關スル話合ハ右ノ邊ニテ切上
ケルコト適當ト思考シタル爲報告書出揃ヒタル上更ニ會見
シ種々討議致度ト述ヘタルニ「サ」ハ一々ノ事項ニ付本使
トノ間ニ再檢討ヲ加フルモ本問題ノ解決ニ資スル所ナカル
ヘク報告ヲ基礎トシ解決案ヲ考慮スルノ外ナシト思考スト
述ヘ「チモール」ノ實情ニ付一言シ度シトテ現在葡本國人
ノ居住ハ「リキサ」「マウバラ」及「オクシ」ノ狹小地域
ニ限ラレ總督ハ「デリー」近郊^(部々)ニ禁足同様ノ状態ニアリ總
督ニ對シ外部ヨリノ訪問ハ許サレ居ルモ總督ヨリ在留民ト
聯絡スルヲ得ス總督ヨノ命令通信等ハ一々日本側ノ檢閲ヲ
受ケ居レリ他方葡國駐屯兵ハ武器ヲ取上ケラレ居リ又産業
開發全然停止状態ニアリ財政方面ニテハ徵稅全然出來ス日
本側ヨリ融資ヲ受ケ居ル趣ノ處通貨ハ日本側ノ傳票ニ依ル
モノノ如シ要スルニ「チモール」ニ於ケル葡國主權竝ニ行
政權ハ殆ト完全ニ停止シ居リ日本軍ノ駐屯シ居ル限り右改
善ノ見込ナキモノト思考セラレ主權保持ノ見地ヨリ誠ニ遺
憾ニ堪ヘス他方西南太平洋方面戰況ノ現段階ニテハ日本ノ
地位ハ緒戰當時ノ濠洲攻撃態勢ヨリ守勢状態ニ入りタルカ

如ク濠洲攻撃上ノ要點タリシ葡領「チモール」ノ價值ト意義ハ喪失セルモノト思ハルルニ付日本側トシテハ「チモール」ヲ繞ル葡國ノ國內的立場ノ困難竝ニ米英ノ「チモール」攻撃ノ結果ヨリ來ル葡國ノ國際的立場ノ困難性等(「サ」カ米ノ共同出兵要求ヲ憂慮シ居ルハ往電第二一四號ノ三ノ通り)ニ充分ノ認識ト同情トヲ持タレ友好的話合ニ依リ曾テ葡カ英濠ト了解ヲ附ケタルカ如ク「チモール」防備ノ爲葡國兵ヲ「チモール」ニ派シ之ト引換ニ日本軍ヲ蘭領「チモール」ニ撤退スル意味ノ協定ヲ作ル以外ニ解決ノ方法ナシト確信スト述ヘタリ

依テ本使ヨリ左ノ如キ考ヲ抱クニ至ラシメタルハ太平洋戦局ノ現状ニ關スル「サ」首相ノ認識ノ妥當ナラサルニ起因スル所アルヘシ日本トシテハ何時對濠攻勢ニ轉スルヤ圖リ難ク又最近ノ太平洋方面ノ戦果ニ付テハ米側ニ於テ大袈裟ニ發表ヲ爲シ居ルモ右ハ西歐戦局竝ニ大統領選舉戦ヲ目指ス宣傳ニテ又眞珠灣ノ損害ヲ一年(以下五三語脱照會中)^(編註)私見ヲ以テスレハ日本軍撤退ノ如キハ戦局ノ現状ヨリ觀テ絶對不可能ナリト信スト應酬シ且今日ノ申出ハ單ナル意見ノ表示ナリヤ又ハ日本ニ對スル正式ノ申入ト解スヘキヤト

念ヲ押シタルニ「サ」ハ自分乃至ハ葡國政府トシテハ現地ノ實情前記ノ通りナル以上右以外ニ本問題解決ノ方法ナシト信スルニ付正式申入トシテ受入レラルルモ差支ナシト答ヘタルヲ以テ本使ヨリ簡單ニ御意見トシテ承リ置ク旨述ヘ置ケリ

尙會談中ノ「サ」ノ所言ヲ綜合スルニ「サ」カ前記協定案ヲ主張スル理由大要左ノ如シ

(一)「チモール」ニ於ケル主權行政權保持ノ必要

(二)日本軍ノ駐屯スル限り敵米英ノ「チモール」攻撃アルヘク同島カ戰場化スル惧アルコト

(三)日本軍ノ對濠作戦基地ハ之ヲ蘭領「チモール」ニ移シ差支ヘ無カルヘシト推察スルコト

(四)其ノ場合米英ノ「チモール」來襲考ヘラレサルニアラサルモ葡國主權ヲ尊重スヘキハ當然ナルヲ以テ理論上米英トシテ之ヲ侵ササルヘキコト

(五)日本軍カ「チモール」ニ駐屯セハ米英カ葡國ヲシテ實力ニ依リ同島奪回方ヲ策動シ場合ニ依リテハ米英ニ於テ葡國ヲ援助スル建前ニテ葡ニ共同出兵等ヲ要求シ葡ヲ参戦ニ迄捲入レントスル危険アルコト

(六)日本軍ノ駐屯中米英軍力之ヲ攻撃シ萬一日本軍ヲ追出シ之ヲ占領スル場合ニハ米英ニ「チモール」占領權ノ口實ヲ與ヘ葡ハ永久「チモール」ヲ失フノ危険アルコト

編注 訂正報により、脱字箇所は以下のように修正された。

「：間モ祕シ居タル米ノ遣口ニ徴シ窺ヒ得ヘシトテ我
方戰果一覽表ヲ示シタル上假令我方ニ於テ貴國ノ誠意
ニ信ヲ措クトスルモ敵米英カ日本軍撤退後「チモール」
ノ中立ヲ尊重スヘシトハ信シ難ク之ヲ好機トシテ同地
ノ占據ヲ圖ラントスルハ想像ニ難カラス：」

482 昭和19年7月7日 在ポルトガル森島公使より
重光外務大臣宛(電報)

日本軍のチモール撤兵に関するサラザール申
入れの背景について

リスボン 7月7日午前3時30分発
本省 7月8日午後6時00分着

第二二六號

往電第二二二號並ニ第二二三號ニ關シ

一、「チモール」撤兵ニ關スル「サ」首相今回ノ提言ノ動機
ヲ考察スルニ

(イ)現地報告ノ結果主權行政權調整等ノ段階ハ既ニ過キ去
リ撤兵ナル根本問題ニ觸レサル限り解決不可能ナリト
ノ感ヲ深メタルコト

(ロ)將來米側ヨリ共同出兵等ノ要求アル場合對日戰ニ捲込
マルルノ危険ヲ避ケンツスルコトニ在ルヘク其ノ根本
ニ於テ英米側ノ要求ヲ豫メ封スル爲今ノ中ニ何等カノ
手ヲ打チ置キ以テ葡國對外政策ノ基本タル中立維持ニ
資セントノ意圖ニ出テタルコト濃厚ト見ルヘシ

二、「サ」首相先般ノ提言振ヨリ見ルニ必スシモ六月二十六
日會談ノ際右提言ヲ爲スヘク豫メ用意シ居リタルモノニ
非ス種々會談ノ成行上過早ニ本心ヲ吐キタルカ如ク觀取
セラレ又撤兵ニ關スル一方的要求ヲ抜打のニ出スモノト
モ思ハレス「サ」ノ意見ハ日本トノ友好的諒解ニ依リ日
本軍ノ蘭領「チモール」ヘノ撤退葡國軍隊ニ依ル葡領
「チモール」ノ防衛ニ關スル協定ヲ作リタシト言フニ在
リ又婉曲乍ラ次回會見ノ際「サ」提言ニ對スル我方ノ意
向ヲ承知シ得ハ幸ナリト言ヒ居ル次第ニモアリ必スシモ

我方カ直ニ之ニ應諾スルコトヲ豫期シ居ルモノトモ受取
 レス又我方カ不同意ノ場合如何ナル對抗策ヲ講スヘキカ
 ニ付テモ未タ確タル考ヲ決定シ居ルモノトモ思ハレス但
 シ往電第二二三號後段ノ通り純理的考ヘ方ニ墮シ居ル
 「サ」ノ性格ニモ鑑ミ澳門ヨリ報告出揃ヒノ上早晚前記
 ノ如キ協定商議方提案シ來ルモノト見置クコト必要ナリ
 三、其ノ際今回ハ時期ト狀況ノ如何ニ依リ右ノ如キ案ヲ(イ)葡
 側限りノ考丈ニテ(英米ノ要求等ニ基カス)持出シ來ルカ
 (ロ)又ハ米英ノ共同出兵方要求ニ關聯シ又ハ敵側ノ差金ニ
 基キ持出シ來ルカニアリ問題ノ重要性竝ニ我方ノ對策乃
 至覺悟モ右ノ何レカニ依リ異ル所アルヘキハ當然ナリ而
 シテ「サ」ハ米ヨリ要求アリタリトハ云ヒ居ラサルモ
 「サ」カ撤兵云々ヲ云ヒ出シタルハ初メテノコトニモア
 リ米英側ヨリ「ヒント」位アリタルモノト推察シ間違無
 カルヘシ勿論米英側ノ對葡態度竝ニ葡ノ對英米態度ノ如
 何從テ「チモール」問題ヲ繞ル米英葡ノ關係ハ東西兩面
 ニ於ケル戦局竝ニ政局ノ推移如何ニ依リ影響セラルヘキ
 コト當然ナリ

四、前記(イ)ノ通り葡側ヨリ正式提案アルモ英側ノ要求現實化

セサル限り我方トシテ遷延策ニ出スルモ危險少カルヘキ
 モ(ロ)ノ通り米側ヨリ共同出兵方現實ノ要求アリ葡ニ於テ
 對日戰參加ノ危險ヲ避クルカ爲日本側ノ撤兵ヲ要求スル
 場合ニハ「サ」ノ性格ヨリシ極力最惡ノ場合防止ニ努ム
 (テ大)
 へシト思ハルルモ米英ノ遣口如何ニ依リテハ國交斷絶ノ
 至參戰ノ危險充分アリト認めラルルニ付「撤兵問題ノ重
 要性」ト「對葡關係ノ維持」トヲ「バランス」シ中央ニ
 於テ根本方針ヲ御決定相成ル外ナシト信ス(卑見トシテ
 ハ「チモール」カ太平洋上ニ於ケル重要據點タル以上撤
 兵ハ不可能ナリト存ス)

五、差當リ我方ノ措置トシテハ毅然タル態度ヲ以テ(イ)一方ニ
 於テ太平洋方面戦局ニ對スル「サ」首相ノ認識ヲ深メ撤
 兵ノ不可能ナル所以ヲ此ノ上共納得セシムル様努ムルト
 共ニ(ロ)能フ限り話ヲ葡側ノ曾テ希望シ居タル主權竝ニ行
 政權調整問題へ引戻ス様努ムルヨリ致方ナカルヘク「サ」
 トシテハ右段階ヲ通り越セリト考へ居ルヲ以テ至難ナル
 (葡カ)
 へシ)右範圍ニ於テ出來得ル限り遷延策ヲ構シ以テ四圍
 ノ情勢ノ變化ニ俟ツコト可然ト存ス何分ノ儀御回電ヲ相
 仰ク

(本電陸海軍武官ト協議濟)

獨へ轉電セリ

483 昭和19年7月22日

在ポルトガル森島公使より
重光外務大臣宛(電報)

チモールへのポルトガル軍派兵容認方意見具申

リスボン 7月22日後8時00分発
本省 7月24日後3時20分着

第二四三號(極秘)

往電第二二六號ニ關シ

前電補足旁卑見左ノ通り

一、「サ」首相竝ニ葡國民全般カ中立維持ヲ熱望シ居ルコト
從前ト變化ナシ對日關係ニ關シテモ國交斷絶ハ延イテ戰
争ニ至ル危險性ヲ含ム點ニ於テ(「チモール」、澳門ノ將
來ヲモ考慮ニ加ヘ)「サ」首相トシテ極力之ヲ回避セン
トノ意嚮判斷セラル(尤モ「アゾレス」及「ウオルフラ
ム」問題等ノ例モアリ米英ノ強壓アル場合何ノ程度ニ於
テ之ヲ喰止メ得ルヤハ豫想困難ナリ)

二、戰後ノ經營ニ當リ英米蘇(形式上支那ヲ加フ)カ獨裁の權

力ヲ振ハントノ意嚮顯著トナレル今日後馳乍ラ名儀上ノ
ミノ參戰ヲ爲スヒ何等葡國ノ國際的地位強化ニ資スル所
ナキハ「サ」首相トシテモ見透ヲ附ケ居ルモノト觀察シ
差支ナカルヘク又米英ノ對中立國要求モ戰局ノ現狀ニ照
シ對獨經濟封鎖以上ニ出サルヘキハ(土耳其ノ場合ハ對
蘇、對勃牙利關係等モアリ別個ノ見地ヨリ觀察ノ要アリ)
現在進行中ノ米ノ對西交渉ニ鑑ミルモ推測シ得ル所ニシ
テ米英カ葡ノ參戰ヲ要求スルモノトハ想像セラレ

三、右事情ニ鑑ミルニ日葡關係ノ危機ハ一ニ米ノ對葡共同出
兵要求ニ懸ルモノト認メラルル處右出兵要求ノ可能性竝
ニ右要求アリタル場合葡ノ對策如何ハ主トシテ戰局ノ推
移竝ニ米英ノ出方如何ニ懸ル處多ク今日の確ナル判斷ヲ
下シ難キモ共同出兵ニ據ル對日戰參加ハ直ニ日葡間戰争
ノ發生トナルヘク「サ」トシテ米ノ要求ヲ有耶無耶ニ放
置スルコトモ考ヘラレサルニ非サルモ若シ葡カ英米ノ壓
迫ノ爲名義上丈ノ派兵ニテモ實行セサルヲ得サル破目ニ
立至リ而モ帝國政府ニ於テ出來得ル限り日葡國交保持ノ
方針ヲ維持セントセラルル場合ニハ窮境打開ノ最後の試
ミトシテ右「サ」ノ心境ニ付ケ込ミ「サ」ヲ透導シ「チ

モール」向ケ出兵ト英米側要求トヲ自然切離サシムルコトモ一案カト思考セラル

四、即チ帝國政府トシテハ曩ニ我軍ノ「チモール」進駐直後葡政府ニ對シ葡カ同島ニ派兵スルコトニ付テハ何等異議ナキハ勿論ナルヘク速ニ來着ヲ圖リ度キ意嚮ナル旨言明セラレタル経緯アル處(昭和十七年貴電第六九號、第七〇號同年往電第一七二號参照)右ハ其ノ後ノ情勢ノ變化竝ニ現地ノ實情ニ照ラシ今日尙同様ノ事態ニアルヤ否ヤハ當方ニ於テ判斷シ得サルモ前記三ノ通り御方針決定ノ場合ニハ葡ヲシテ自國領土ニ對シ交替等然ルヘキ名目ノ下ニ自發的ニ派兵スルノ建前ヲ執ラシメ帝國政府ニ於テ之ヲ容認スルノ形式ヲ執ラルルニ於テハ帝國ノ對外的體面ヲ傷ツクルコトナク日葡國交ノ危機ヲ一時的ニモ切抜ケ得ルニアラスヤト思考セラル

五、尤モ右卑見御採納ノ場合ニハ葡側ニ對スル切出方竝ニ其ノ時期ニ關シ慎重考慮ノ要アル處前電ノ通り「サ」カ抜打的ニ帝國ニ對シ撤兵其ノ他ノ要求ヲ爲スコトナク正式ニ協定方提議シ來ルモノト思考セラルルニ付右ノ機會ヲ捉ヘ本使限リノ試案ナル建前ノ下ニ日本政府ノ同意ヲ條

件トシテ前記「ライン」ニ依リ話合ヲ爲スコト如何カト存ス

前電ト併セ御審議ノ結果何分ノ御回訓ヲ仰度シ獨、西へ轉電セリ



484 昭和19年8月10日

在ポルトガル森島公使より
重光外務大臣宛(電報)

日本軍のチモール撤兵につきポルトガル政府

より正式要請

リスボン 8月10日前1時55分発
本省 8月11日前11時45分着

第二五八號(至急)

往電第二五六號ニ關シ

九日會見ノ際「サ」首相ハ我内閣更迭ノ事情竝ニ國內情勢ニ付キ質問シタル後(内容別ニ電報ス)「チモール」問題ニ言及シ葡政府トシテハ本件ハ往電第二一三號ノ「ライン」ニテ依然友好的ニ解決シタキ方針ナルカ日本新内閣ハ本件ニ關心ヲ有シ居ラルルヤト尋ネタルヲ以テ本使ヨリ新内閣ハ外交方針ノ一トシテ中立國トノ親善關係維持ヲ標榜シ居

リ從テ日葡關係ノ改善ニ關心ヲ有スルコト勿論ナルカ先般「サ」首相開示ノ意見ニ對シ日本政府ヨリ未タ何等來示ナキハ内閣ノ更迭等ニ依ルモノト思考セラル又先般打合ノ通「サ」ノ意（未明）ハ正式提案トセス總理ノ意見トシテ日本政府ニ取次キアル爲或ハ日本側審議遲延シ居ル等ノ事情アルモノカトモ想像セラルト答ヘタリ右ニ對シ「サ」ハ本件ニ關シ日本政府カ如何ナル考ヲ有セラルルヤ未タ承知シ居ラサルヲ以テ他ニ更ニ善キ解決案アルヤモ知レサルモ葡國政府トシテハ先般申上ケタル解決案以外ニ方法ナシト思考スルニ付右ヲ正式提案トシテ日本側ノ回答ヲ得ルコトト致度シト述ヘタルニ付

本使ヨリ正式提案トスル時ハ餘リニ裕取リナクナル惧モアリ總理ノ御意見トシテ承リ本件妥結方ニ付テハ彼我双方ニ於テ凡ユル角度ヨリ檢討ノ餘地ヲ殘シ置クコト然ルヘキ旨提案セルニ「サ」ハ右ニ贊同シ日本政府ノ意見接到ノ上更ニ話合ヲ續クルコトニ打合ハセタリ次テ本使ヨリ米ノ共同出兵要求說ニ言及シ其ノ後ノ模様ヲ質シタルニ「サ」ハ本問題ニ關シ今迄ノ處米國トノ間ニ何等ノ「ネゴシエーション」ナキモ從來ノ英葡同盟ノ規定ノ外過般ノ「アゾーレス」

讓渡ノ際更新セラレタル英葡協定ニ依リ葡國植民地防衛ノ義務ヲ再確認シ居ル次第モアリ「チモール」防衛ニ關シ米カ英ヲシテ英葡同盟ノ發動ヲ迫リ右同盟竝ニ英米ノ同盟關係ヲ理由トシ實際上米カ「チモール」ニ出兵スルニ至ルコト必然ニテ其ノ際ニハ葡トシテ之ヲ拱手傍觀スルヲ得ス其ノ渦中ニ捲キ込マルルコト不可避ナルニ付之ニ處スル爲日本トノ間ニ豫メ話合ヲ取纏メ置キ度キ次第ナリト説明セリ尙本件ニ關スル卑見ハ別ニ電報ス獨、西ニ轉電セリ

485

昭和19年8月11日

在ポルトガル森島公使より
重光外務大臣宛(電報)

小磯内閣成立の背景及び新内閣の外交方針に
つきさらザールへ説明について

リスボン 8月11日 発

本省 8月15日午後10時25分着

第二六〇號

「往電第二五八號會談ノ際「サ」首相ハ新聞其ノ他ヲ通シ當方面ニ於テ得居ル情報ニテハ日本今次ノ政變竝ニ日本

國內諸情勢等ノ真相把握シ兼ヌルニ付差支ナキ程度ニ於テ説明願フレハ幸甚ナリト申出テタルヲ以テ本使ハ天皇歸一ノ我國體ニ於テ何人カ國政ノ局ニ當ルトモ一億國民舉テ聖戰貫徹ノ固キ決意ニ變ルコトナキモ之カ運用實行ノ方法乃至度合ニ或ル程度ノ差違アルヲ免カレサル處小磯内閣ハ全總力ヲ極度ニ戰爭遂行ニ傾注セシメ得ル更ニ強力内閣ノ出現ヲ要望セル國民ノ總意ヲ反映シ日本各階層練達有能ノ士ヲ網羅セル文字通りノ舉國一致内閣ニテ大東亞戰ヲ完遂セシムル決戰内閣トシテ國民ハ之ニ全幅ノ信賴ト期待トヲ寄せ居ル實情ナリトテ各種ノ方面ヨリ内閣更迭ノ經緯竝ニ我國諸情勢ヲ説明セリ次テ「サ」ハ新内閣ハ所謂軍閥内閣ニ非サヤト問ヒタルニ付日本現下ノ情勢ハ國家ノ總力ヲ戰爭完遂ニ集中スルノ時ニシテ一部勢力ヲ代表スル政府ノ存在ヲ許サス閣員中軍人ハ總理ヲ始メ僅カ四名ニ過キササル現實ニ照シ新内閣ヲ以テ絶對ニ軍閥内閣ト目スルヲ得ス

又外相トシテ貴大臣ノ留任ハ外交方針ノ不變性ヲ示スモノナル外其ノ大東亞大臣兼攝ハ我カ外交ノ一元性ヲ語ルモノナル旨説示シタル上葡國朝野ノ或ル方面ニ於テハ太

平洋戰ノ現狀ヲ以テ「日本敗戰」セリトノ印象ヲ抱キ居ラルルカ如キモ右ハ正鵠ナル判斷ニ非ストテ帝國カ飽迄今次戰爭目的完遂ノ決意ト實力ヲ有スルコトヲ總ユル角度ヨリ檢討説明シタルニ對シ「サ」ハ深く感謝シ居タリ

ニ「サ」カ前記説明ヲ求メタルハ

(イ) 我カ新内閣カ所謂軍閥内閣ノ容相ヲ有スルニ於テハ「チモール」撤兵ノ見込ナカルヘシトノ懸念ヨリ新内閣ノ實體ヲ知ラントシタルコト

(ロ) 當國政府部内ニ太平洋戰爭ヲ以テ日本ノ敗戰ト目シ對日斷交等強硬論ヲ主張スルモノアルニ對シ「サ」トシテ之等分子ニ對應スル豫備知識トシテ太平洋戰ノ實相竝ニ我方ノ態度等ヲ知ラントシタルコト等要スルニ「チモール」問題對處上ノ參考ニ資セントノ魂膽ニ基クモノナルハ疑問ノ餘地ナカルヘシト存セラル

486

昭和19年8月12日

在ポルトガル森島公使より
重光外務大臣宛(電報)

ポルトガルとの国交断絶の可能性に鑑みチモール撤兵問題への対処方針につき請訓

リスボン 8月12日 前3時10分發
本 省 8月15日 前9時53分着

第二六一號(極秘)

一、「チモール」問題ヲ繞リ日葡關係カ東西兩面殊ニ太平洋方面ノ戦局ニ左右セラルルコト多大ナルハ累次往電所報ノ通りノ處往電第二一三號後約一箇月間ニ於ケル形勢ノ急變顯著ナルモノアリ葡國官民ハ一般ニ日獨兩國ノ敗北ヲ當然ノ歸結ト認メ居ルカ如キヲ以テ往電第二二六號申進ノ意味ニ於ケル引延策ハ既ニ其ノ時期ヲ過キタルモノト認ム又米英側ヨリ葡ニ對シ種々ノ壓迫加ハリツツアルハ否定シ得サル所ニシテ(右ハ對葡關係ノ對西關係ニ及ホスヘキ影響充分考慮ノ上ト認メラル)土耳其ノ對獨斷交ニ依リ中立國ノ立場一段ト不利ニナリタルモノト認メラル

二、米ノ共同出兵要求說ニ對シテハ「サ」ハ前回會談ノ際ニ於ケル説明不充分ナリシコトヲ認メ新タニ往電第二五八號ノ後段ノ通り述ヘタル處其ノ趣旨ハ米ヨリ葡ニ對シ共同出兵ヲ要求スヘシト言フニアラス日本トノ協定ノ締結ニ依リ米ノ「チモール」進出ヲ封シタク協定締結前米ニ

右様ノ動キアラハ日本トノ間ニ撤兵方交渉繼續中ナリトノ口實ヲ以テ米ノ動キヲ封セントスルニアリ右ノ場合ニ處シ往電第二四三號申進ノ案カ米ノ「チモール」攻略愈々急迫ヲ告ケ葡國トシテ領土權保持ノ見地ヨリ形式的ナリトモ出兵セサルヲ得サル羽目ニ立到ル場合ニ處スヘキ「カンフル」注射的措置ニ外ナラスシテ現在段階ニ於テハ交渉遷延ノ方便トシテ提案スルコトハ別トスルモ右ニ關シ「サ」ノ同意ヲ取り付クルコト不可能ナルヘク「サ」トシテハ主義上飽迄撤兵ノ建前ヲ持スヘキコト明白ト看取セラル

三、一昨年日本軍ノ「チモール」進駐直後葡國陸軍ヨリ我方陸軍武官ニ對シ非公式ニ日葡兩國軍ニ依リ「チモール」共同防衛案提示セラレタルコトアリト承知スル處(當館記録無キニ付當時ノ陸軍電御參照アリタシ)右ハ一葡ノ國內事情ニ出テタルモノニシテ今次「サ」ノ提案カ對米英關係ニ出ツル以上右案ヲ今日蒸返スモ「サ」ノ同意ヲ取付クルコト至難ト認ム

四、以上ノ情勢ヨリ考察スルニ「サ」トシテハ最惡ノ場合ヲ避クルカ爲ニ全力ヲ盡スコト勿論ト認メラルルモ葡ニ於

テ撤兵ヲ固執シ我方ニ於テ之ヲ拒否スル以上所詮國交斷絶等ニ立至ルヘキハ時ノ問題ト認メ間違無カルヘク帝國トシテハ撤兵カ國交斷絶カノ岐路ニ立ツモノトノ覺悟ノ下ニ御方針御決定ノ要アリト信ス

本使トシテハ現場ノ實情ヲ詳ニセズ撤兵カ我方ノ攻撃防衛兩方ノ意味ニ於テモ又諜報竝ニ國軍ノ士氣ニ對スル影響等ノ關係ヨリスルモ多大ノ不利アルコト當然ナルモ帝國政府ニ於テ撤兵ト國交斷絶ノ兩者ヲ秤ニ掛ケ(對葡關係斷絶ハ西ノ對樞軸關係ヘノ影響大ナルコト勿論ナリ)國交斷絶阻止ニ御方針御決定相成場合ニハ主義上撤兵ニ同意シ事實上相當期間駐兵ヲ續クルノ案アリト存ス
即チ「サ」トシテハ一方のニ我方ノ撤兵ヲ要求スルニ非スシテ葡國軍ノ派遣ヲ待チ我方ノ撤兵ヲ求ムル次第ナルヲ以テ(一)我方トシテ葡國側ニ對シ相當數ノ兵力派遣ヲ要求シ其ノ到着毎ニ數回ニ亘リ撤兵スルコト(二)葡國兵ノ派遣ハ安導券ノ關係上葡國船ニ限ルコト(三)敵側ヨリ「チモール」ニ進駐セサル趣旨ノ保障取付方葡ニ要求スルコト(四)右ニ拘ラス敵側ノ「チモール」ニ對スル動キアル場合ニハ我方ニ於テ「チモール」ニ進駐スルノ自由ヲ明カニシ

置クコト等ノ「ライン」ニテ話合ヲ進ムルコトトセハ「チモール」ト葡本國又ハ「ゴア」其ノ他植民地トノ地理的距離並ニ葡國ノ配船ノ都合ヨリスルモ相當期間我方ニ於テ事實上駐兵スルノ結果トナルヘシト思考セラル
尙帝國ノ御方針決定次第依リテハ當館ノ情報事務ノ處理竝ニ館員ノ配置等ニ付善後措置ヲ講スル要アリ又「サ」トシテモ成ルヘク速ニ本使ト會見シタキ旨述ヘ居ル關係モアリ御審議ノ結果成ルヘク速ニ御回電相願度シ
本電陸海軍武官ト協議濟
獨、西へ轉電セリ

487

昭和19年12月1日

在ポルトガル森島公使より
重光外務大臣宛(電報)

チモール撤兵実行にあたり日本側として考慮
を要する諸情勢につきポルトガル外務次官へ

説明について

リスボン 12月1日前2時30分発
本省 12月4日前8時55分着

第三九三號

往電第三〇八號及貴電第二五三號ニ關シ

二十五日通常議會開會前ニ今一度「サ」首相ト會談シ置ク
コト「サ」ノ議會演說ノ調子ヲ引下クル意味合ニ於テモ有
利ト思考シタル爲十七日會談ヲ申込ミタルモ今日迄約二週
間回答ナシ

尤モ十七日次官ト會談ノ際本使ヨリ「サ」首相ト會見方ノ
意圖ニ言及シタル處次官ハ「チモール」問題其ノ後ノ成行
ニ付質問セルヲ以テ本使ヨリ前回會談ノ際「サ」首相ニ對
シ日本政府ニ於テハ主義上撤兵ニ異存ナキモ之カ實行ノ爲
ニハ諸般ノ情勢ヲ考慮ニ入ルル要アル旨申入レタルカ其ノ
後右日本政府ノ意嚮ニ何等變更ナキ旨答ヘタリ右ニ對シ次
官ハ主義上ノ問題ノミニテハ從前ト何等變更ナキニアラス
ヤト洩セルヲ以テ本使ヨリ太平洋ニ於テ從前ニナキ大規模
ノ作戰展開中ノ今日「チモール」島ヨリ撤兵ノ實行可能ナ
リヤ否ヤニ付テハ現實ノ狀勢ヲ考慮ニ容レル要アルコト御
了解ニ難カラサルヘシトテ戰果一覽表ヲ手交説明ノ上他方
日本カ撤兵實行ニ決定スル場合ニハ日本側トシテ同島カ再
ヒ敵側ノ掌中ニ歸セサルコトノ確タル保障ヲ有スルコト絶
對的ニ必要ナリ右ニ付テハ日本政府トシテハ葡側ニ於テ幾

何ノ兵數並ニ裝備ヲ派遣スル計畫ナリヤ等ノ點ニ付テモ具
體的ニ承知スルヲ必要トスヘク右等ノ點ニ付「サ」首相ト
話合ヲ續度キ所存ナル旨應酬セルニ次官ニ於テハ右ノ點ハ
納得シ居リタルカ如ク見受ケラレタリ

獨、西へ轉電セリ

488 昭和19年12月7日

在ポルトガル森島公使より
重光外務大臣宛(電報)

太平洋方面の戦局が撤兵実施に与える影響及び

今後の日ソ中立関係につきサラザールへ説明

リスボン 12月7日 前3時00分發

本省 12月10日 後4時55分着

第三九六號

往電第三九三號ニ關シ

五日「サラザール」首相ト會見本使ヨリ「チモール」撤兵
問題ニ關スル具體的事項ニ付テハ其ノ後帝國政府ヨリ來示
ナキモ狀勢如何ニ依リテハ主義上撤兵異存ナシトスル帝國
政府ノ意向ニ何等變化ナキハ勿論ナリ唯本件ニ關シ未タ帝
國政府ノ具體的考慮ヲ見ルニ至ラサルハ先般來比島ヲ中心

ニ大規模ナル戦局展開中ニシテ其ノ推移カ本件考究ニ重大ナル關係ヲ有スルカ爲ナルコト推察ニ難カラス尤モ比島方面戦局カ我方勝利ニ終結スルコトハ疑ナキモ其ノ時期ニ付テハ豫測シ兼ヌル所ニテ從テ少クトモ太平洋方面ノ現戦局特ニ比島戰ノ一段落ヲ見サル限り「チモール」撤兵問題ヲ具體的ニ取扱フコト困難ナリト思考スルニ付右諒得アリタキ旨ヲ太平洋支那方面ニ於ケル戦局ノ現狀我方戰果並ニ戦力等ヲ極メテ詳細ニ説明申入レタル處「サ」ハ太平洋方面ノ現戦局カ日本ニ取り極メテ重大ナル所以從テ本件ノ具體的考慮モ亦遅ルルコトアルヘキ事情ヲ能ク納得シタルニ付事情ノ許ス限り可成速ニ解決スルノ趣旨ヲ以テ双方ニ於テ今後共解決ニ努力スルコトト致度シト述ヘタリ
尙本會談ノ際「サ」ハ日本ヲ侵略國ト述ヘタル「スターリン」ノ言辭ヲ引用シ米英ハ右ヲ以テ蘇聯ノ對日攻勢ノ前徵ナリト宣傳シ居ルカ日蘇關係ノ現狀如何ト大ナル關心ヲ以テ質問セルニ付本使ヨリ屢次貴電御來示ノ趣旨ニ基キ日蘇中立關係ニ何等ノ間隙ナキ旨ヲ詳細説明シ置ケリ
「サ」カ日蘇關係ニ關心ヲ寄セ居ルハ若シ蘇聯カ聯合側ニ加擔シテ對日戰ニ出ツル場合大東亞戦局我方ニ不利ニ展開

スヘク其ノ場合「チモール」問題ヲ從來ト異ル觀點ヨリ取扱ハントスル參考ノ爲ナルカ如ク看取セラレタリ
獨、西へ轉電セリ
~~~~~

489 昭和19年12月7日 在ポルトガル森島公使より  
重光外務大臣宛(電報)

日葡關係安定化の観点よりチモールに在留するポルトガル人の安全確保方要請

リスボン 12月7日 前3時00分発  
本省 12月10日 後2時23分着

第三九八號

貴電第二七八號及第二七九號ニ關シ

「チモール」問題ヲ廻ル日葡間ノ空氣ハ往電第三九六號「サ」首相トノ會談ニ依リ御推察アルヘキ通りナル外最近ハ巷間ノ取沙汰モ鎮靜狀態ニアル處英米側ノ中立國壓迫乃至聯合陣營引入策ハ素ヨリ本件トハ別問題ニシテ今後共手ヲ變へ品ヲ變へ行ハルヘキハ想像ニ難カラス今回「チモール」盲爆モ太平洋方面目下ノ戦局ニ顧ミ其ノ目的ハ牽制的程度ヲ出サルモノトハ思ハルルモ特情第五一六八號A末段

濠洲側ノ南太平洋委員會設置計畫モアリ敵側トシテハ當然政治的效果モ併セテ狙フヘク右ハ累次會見ノ際「サ」首相カ同地ノ戦場化ニ付示セル懸念殊ニ同地在留民ノ生命ノ安全ニ對スル葡國側ノ異常ノ關心(同地在留葡國人ノ安全ニ付テハ敵側ノ宣傳モ手傳ヒ種々ノ流説行ハレタル爲政府ハ曩二十一月五日新聞紙上「コスタ」ノ報告ニ基キタリト思ハルル同地在留葡萄牙本國人約六百名ノ姓名ヲ本年三月現在トシテ全部掲載セシメ又今回ノ爆撃ニ付テモ蘭領「チモール」爆撃ト稱シ葡領ノ分ハ新聞ニ掲載セシメ居ラス)ニ顧ミ萬一葡國本國人中ニ多數ノ死傷ヲ出スカ如キ場合ハ又復人心ニ動搖ヲ生シ其ノ間敵側ヲシテ乘スヘキ隙ヲ與フルコトトナルヘキニ付素ヨリ現地軍側ニテ充分ノ手配ヲ執ラレ居ルコトトハ存スルモ此ノ上共避難其ノ他ノ保護措置ニ付遺憾ナキ様現地ニ手配方御取計相仰度シ

490

昭和19年12月21日

在ポルトガル森島公使より  
重光外務大臣宛(電報)

チモール撤兵問題をめぐる今後の交渉に備え

戦局全般につき内報方要請

第四一六號  
往電第三九三號ニ關シ

リスボン 12月21日 発  
本省 12月27日後3時10分着

「チモール」問題カ太平洋方面戦局ノ推移ニ左右セラルルコト多キハ屢次電報ノ通りナル處本件其ノ後ノ經過ニ鑑ミ六月十九日「サ」首相カ「チモール」撤兵方ニ關スル非公式意見ヲ持出シタル動機ヲ推測スルニ米英ノ内面的動キハ別トシ當時「トラツク」「デニアン」「サイパン」等引續キ我方ニ不利ナル情勢展開セルタメ「サ」首相ニ於テハ右時機ヲ利シ撤兵方日本側ニ提案スレハ承諾ヲ得ルコトモアリ得ヘシト思考シ瀕踏のニ持出シタルモノカトモ察セラル他方「サ」カ中立維持ヲ熱望シ居リ日本トノ間ニモ爲シ得ル限り決裂ヲ避ケタシトノ意嚮ナルハ屢次電報ノ通りニテ從テ過早ニ日本側ノ最後の態度ヲ促シ拒否ニ會ハハ拔差シナラサル破目ニ陥ルヘキヲ懸念シ戦局ノ推移ト睨ミ合セ慎重ナル態度ヲ持シ來タレルモノナルヘク且撤兵方ニ關スル最初ノ意思表示以來約半年ニ及フモ性急ニ日本側ノ回答ヲ督促シ來ラサリシ所以ト認め

ラル

三、十二月五日「サ」首相トノ會談ノ結果ハ冒頭往電ノ通りナルカ右會談ニ際シ本使トシテハ「サ」ヨリ日本側ノ意嚮ニ關シ督促位アルコトト期シ居タルニ其ノコトナク寧ロ太平洋戦局全般ニ關スル本使ノ説明ニ對シテ「チモール」問題取扱上ノ關係ニ於テ全般的情勢ハ前會談ノ際ト同様ナリヤ又ハ多少ナリトモ進ミタルモノト思考セラルルヤトテ本使ノ私見ヲ述<sup>（飛）</sup>メタルヲ以テ本使ヨリ前會談ノ際ニハ太平洋ノ情勢混沌タルモノアリ明瞭ヲ缺キ居タルモ其ノ後臺灣沖竝ニ比島方面海空戦ニ於ケル米ノ打撃甚大ナルモノアリ又「レイテ」ニ上陸ヲ見タルモ全般ノ情勢日本ニ有利ニシテ「レイテ」米軍ノ殲滅モ要スルニ時期ノ問題タルヘク此ノ點ヨリセハ日本政府ニ於テ「チモール」撤兵ノ應否ヲ具體的ニ考慮スル上ニ於テハ一步ヲ進メタルモノト見得ヘシト述ヘ置キタリ次テ「サ」ヨリ比島戦ノ日本ニ對スル意義ニ付質問セルヲ以テ本使ヨリ南方資源地帯ノ確保、臺灣竝ニ支那大陸トノ連絡遮斷及本土空襲基地ノ接近ノ三點ヨリ説明セルニ「サ」モ事態ノ重要性ヲ認め目下「チモール」問題ヲ具體的ニ取運フノ

適當時期ニアラサル所以ヲ納得セリ

三、右経緯ニ鑑ミ「チモール」問題ハ比島方面ノ情勢更ニ明瞭トナラサル限り差當リ再燃セサルモノト思考セラルルモ本件折衝ノ再開期間ハ同方面情勢ノ推移ニ左右セラルヘキコト御賢察ニ難カラスト存ス同方面戦況ニ付テハ累次大本營發表竝ニ一般情報ニ依リ貴重ナル資料ヲ得居ルモ遺憾乍ラ斷片的ニ過クルノ感ナキヲ得ス軍事上ノ機密等ノ關係上御困難ノ事情ハ萬々拜察シ居ル次第ナルモ上記諸般ノ事情モアリ御差支ナキ限り本使限りノ含迄今少シク戦局全般ニ關シ綜合的御通報相仰キ得ル様御配慮ヲ得ハ甚タ幸ナリ

獨、西へ轉電セリ

491 昭和20年5月26日

在ポルトガル森島公使より  
東郷外務大臣宛(電報)

チモール撤兵実行にあたり軍の安全確保のため  
め検討すべき具体的方針につき意見具申

リスボン 5月26日午後0時00分発  
本省 5月27日午後3時00分着

第二〇一號(極祕、館長符號扱)

貴電第一〇〇號<sup>編註</sup>ニ關シ

「サ」首相トノ交渉開始ハ來週早々カト思考セラルル處本件交渉ニ當リテハ引揚行動ノ安全ニ最主眼點ヲ置クヘキコト勿論ニシテ右見地ニ基キ陸軍武官トモ篤ト協議ノ結果左記所見電稟セルニ付御再考相仰度ク往電第一七八號前段ト併セテ結果成ル可ク速ニ御回電請フ

一、貴電ニ、敵側安全保障ヲ取付ケムトセハ我方ヨリ撤兵時期、目的地、輸送船名竝ニ航路等ヲ通報スルヲ要スル處敵側ヨリ保障取付確實ナルニ於テハ軍ノ安全上最モ好都合ナルモ右ノ如キハ常識ヲ以テスルモ不可能ノ事ニ屬シ却テ敵側ニ對シ我方ヨリ進ンテ軍事上ノ機密ヲ通報スル結果ニ終ルヘキニ付之ヲ差控フルコト得策ナリ(話合ヲ長引カシム爲主義上ノ問題トシテ持出スコトハ別問題ナリ)

二、貴電ニ、新駐屯地カ南方地域ニ於ケル他ノ島嶼トアル點ヨリ察スルニ蘭領「チモール」駐屯軍モ葡領「チモール」駐屯軍ト同時ニ撤退セラルル御方針ト拜察セラルル次第ナルカ他方葡國兵派遣ニ就テハ葡政府ニ於テ英米等ノ安

全保障取付ヲ必要トスヘク(葡領「チモール」ニ濠蘭兵侵入後英葡交渉ニ基キ葡國兵派遣ノ際ノ事例ニ徴シ明ナリ)葡國交替兵到着ヲ待チ撤兵スル以上右葡側ノ英米側ニ對スル安全保障要求ノ關係ヨリ我軍ノ行動特ニ時期等カ英米側ニ察知セラルヘキハ推察ニ難カラス從テ我軍撤退ノ際出來得ル限りノ安全ヲ確保セムトセハ寧ロ葡側交替兵到着ヲ待チ我軍ヲ先ツ和蘭領「チモール」ニ撤退シ和蘭領「チモール」ヨリ新駐屯地ヘノ出發時期ハ葡國兵ノ到着時期ト切離シ獨自ノ見地ニ於テ御決定相成ルコト然ルヘシト思考ス(例ヘハ「チモール」全島ヨリノ撤兵時期ヲ十一月ト假定セハ葡領「チモール」ヨリ和蘭領ヘノ撤兵ハ九月中又ハ十月初旬頃迄ニ完了スルカ如シ)

三、「サ」首相トノ第一回會談ニ際シテハ新駐屯地ニ就テハ承知セサルモ多分和蘭領「チモール」ナルヘキ旨應酬シ置ク所存ナルモ右二、三御承認ヲ得ルニ於テハ寧ロ和蘭領「チモール」ナル旨言明シ置クコト敵側ヲ欺ク所以カト思考セラル

編 注 本電報は見当たらないが、その内容については欄外に



492

昭和20年5月31日

在ポルトガル森島公使より  
東郷外務大臣宛(電報)

「撤兵方針ヲ示ス 注意 (1)成ルヘク延引シツツ脱落  
防止、(2)米ノ侵駐又ハ軍事基地ヲ許ササル、(3)安全保  
障ノ取付ノ事」と記されている。

チモール撤兵実行に関する具体的協議開始方  
サラザールへ申入れについて

リスボン 5月31日後2時45分発  
本省 6月2日後2時30分着

第二〇四號(極秘、館長符號扱)

貴電第一〇〇號ニ關シ

二十八日「サ」首相ヲ往訪約一時間半極メテ友好裡ニ會談  
セリ要旨左ノ通り

本使ヨリ

「前回會談ノ際ニハ日本政府トシテハ「チモール」ヨリノ  
撤兵ニ主義上異存ナカリシモ當時ノ戦局上之カ實行ニ關  
スル具體的協議ニ入り得サリシ處今回日本政府ヨリ撤兵  
實行ノ重大事項等ニ關シ協議ニ入ルヘキ旨訓令ニ接セリ

葡萄牙カ中立ヲ維持スル限り自衛上ノ目的達成ノ爲撤兵  
ニ應スルハ屢次申上ケタル通りナルカ葡萄牙ハ歐洲戰爭  
中國家ノ威信國民ノ福祉及國際政治ニ關スル道義的原則  
ヲ基調トシテ幾多ノ困難ニ拘ラス中立ヲ堅持セラレ又極  
東方面ニ於テモ「チモール」ノ如キ面倒ナル問題アルニ  
拘ラス中立ヲ維持セラレタルカ今回日本政府カ撤兵實行  
ニ關シ協議ニ入ラントスル以上極東ニ於ケル葡萄牙政府  
ノ中立政策ノ繼續ハ一層容易トナリタルモノト思考スル  
旨述ヘタルニ

「サ」首相ハ歐洲ニ於ケル中立政策ニ關シテハ實際上幾  
多ノ困難アリタルモ幸ニ切抜ケタル次第ナリト述懐シ又  
極東方面ニ於テハ中立政策ト言フヨリハ寧ロ夫レ以上紛  
糾ノ渦中ニ捲込まレサル様留意シ來レル譯ナリ忌憚ナク  
申セハ「チモール」問題ニ關シテハ内外共ニ極メテ苦シ  
キ立場ニ置カレ日本(軍)ノ撤退至難ナル以上別ニ何等カ  
ノ方途ニ出ルコトモ一案ニ非サヤト思考シタルコトアル  
位ナルカ幸ヒ今次日本政府ノ決定ニ依リ葡萄牙政府トシ  
テハ重荷ヲ卸シタル次第ナリト述ヘ日本政府ノ決定ニ謝  
意ヲ表シタルニ付本使ヨリ右方途ノ具體的内容ヲ實ネタ

ルニ「サ」ハ葡萄牙限りニテ「チモール」ニ派兵スルカ  
又ハ英米ニ依頼シ何等カノ措置ヲ執ルコトモ一案カト考  
ヘタルコトアルモ日本側トシテ早急撤兵實行ニハ種々困  
難ナル事情アルコトハ自分モ能ク了解シ又主義上撤兵ニ  
異議ナシトノ日本側申出ニ信頼シ右ノ考ヲ具體的問題ト  
シテ取扱フ迄ニ至リタル譯ニ非スト説明セリ

二、次テ本使ヨリ葡萄牙ノ中立政策ニ付テハ日本政府ノ更迭  
モアリ此ノ際改メテ報告致シ度ク又過般議會ニ葡萄牙ハ  
中立關係ヲ離レ國際團體ノ一員ニ歸スル旨述ヘラレタル  
ハ歐洲戰爭ノ關係ニノミ言及セラレタルモノト思考スル  
モ極東ニ於テハ猶戰爭繼續中ニモアリ依然中立政策ヲ維  
持セラルルモノト思考スル旨述ヘ所見ヲ求メタルニ「サ」  
ハ右ヲ肯定シ極東ニ於ケル中立維持ニ變更ナキヲ言明シ  
前記二ノ説明ヲ繰返シタリ

三、次テ「サ」ハ撤兵ト言フモ日葡双方共ニ種々複雑ナル事  
情アルヘク之カ實現ハ極メテ困難ナル問題ナリ日本カ撤  
兵ニ決定セラレタル以上御自由ニ出テ行ツテ吳レト言フ  
外交遣口モ考ヘラルルモ右ハ自分ノ方針ニ非ス自分トシ  
テハ撤兵實行上起ルコトアルヘキ種々ノ面倒ナル問題ヲ

双方ニ於テ充分ニ協議シ主觀的ニハ (correctly) 又國際  
的ニハ *elegantly* ニ綺麗ニ問題ヲ解決シタキ方針ナリト  
述ヘタルヲ以テ本使ヨリ全然同感ナル旨ヲ表シタル上日  
本政府トシテハ葡國政府ノ提案通り葡國交替兵ノ到着ヲ  
待チ日本軍ノ撤兵ニ移ルコトヲ前提トス  
而シテ之カ實行ニ當リテハ

(イ)日葡双方ニ於テ相互ノ立場乃至事情ヲ充分考慮ニ入ル  
ル要アリ

(ロ)双方共ニ軍ノ移動ニ際シテハ軍ノ安全ニ十二分ノ注意  
ヲ拂フ要アリ

(ハ)又場合ニ依リテハ或ル期間日葡兩國軍併存ノ場合モ想  
像セラルルニ付相互ニ摩擦ナキヲ期スル要アリ

(ニ)本交渉カ假ニ漏洩センカ米英等ヨリノ策動懸念セラ  
ルニ付適當時期迄ハ(米英ノ安全全保障ノ意)絶對ニ秘密  
ヲ保ツ要アリト述ヘタルニ「サ」ハ一々之ヲ首肯シタ  
ルヲ以テ本使ヨリ右前提ノ下ニ撤兵實行ニ先立チ葡側  
計畫ノ大綱ヲ承リ右ヲ東京ニ移牒シタル上協議ニ入ル  
コトト致度ク

葡萄牙側派兵數ハ先年濠蘭兵「チモール」侵入ノ事例

モアリ表象的ニテハ不充分ニテ貴國政府呈示ノ兵數等ニ付日本側ヨリ意見ヲ申上クルコトアルヘキハ豫メ御含ミ置カレタシト述ヘタルニ「サ」ハ之ヲ應諾セルニ付次回「サ」ヨリ葡萄牙側具體案ヲ聽取スルコトニ打合せ話合ヲ打切レリ

四、右話合中「サ」ハ撤兵實行ノ至難ナルヲ再三繰返シ又日本軍ノ撤退ニ關シ蘭領「チモール」ナリヤ又ハ蘭領モ同時ニ撤退スルヤト問ヒタルヲ以テ本使ヨリ何等承知セサルモ蘭領ヘ撤退スルコトハ本使トシテハアリ得ヘキコトト思考スル旨輕ク述ヘ置キタリ

493

昭和20年6月4日 東郷外務大臣より  
在ポルトガル森島公使宛(電報)

チモール撤兵の實行には相当期間を要するた  
め交渉の早期妥結は回避するよう注意喚起

本省 6月4日午後5時00分發

第一一七號(至急、館長符號扱)

貴電第一七八號ニ關シ

一、愈々撤兵ヲ實行スヘキ時期ニ於ケル情況殊ニ撤收行動ニ

對スル安全保障カ得ラルルヤ否ヤニ依リ今ヨリ斷定シ難キモ撤收スヘキ兵力量、船舶狀況等ヨリ考フルモ數回ニ分チ撤收ノ要アルヤニ思考セラルル前電申進ノ通此ノ際我方ノ撤兵ノ意志ヲ明示シテ葡ノ中立ヲ維持セシムルコトカ主眼ニシテ現實ニ撤兵スルコトハ相當期間後ニ非サレハ實行不可能ニツキ前記ノ撤兵ノ方法ノ如キニ付テモ先方ノ申出ヲ待チ其ノ都度請訓セラレ交渉カ過早ニ妥結スルコトナキ様御留意アリ度

二、我方ヨリ葡側ニ供與シタル借款ハ差當リ返済ヲ求ムル必要モナク又本件ニ觸ルルニ於テハ勢ヒ我方カ「チモール」ニ於テ軍費及行政費等トシテ使用セル「キルダ」建南方開發金庫券(當初使用セル軍票モ其ノ儘南發券トナリ居レリ)ノ回收及其ノ發行債務ノ終局ノ負擔ノ問題ヲ誘致スルル惧アルニ付差當リ我方ヨリ之ニ言及スルコトナキ様致度

尙南發券ノ終局ノ負擔ノ問題ハ相當面倒ナル問題ニシテ撤兵交渉ニ際シ又ハ其ノ後ニ於テ葡側ヨリ提起シ來ルヘキコトハ豫想セラルルモ先方ノ出方ヲ見テ研究致度所存ナリ爲念

494 昭和20年6月7日 東郷外務大臣より  
在ポルトガル森島公使宛(電報)

チモール撤兵問題に関する交渉方針につき回訓

本省 6月7日午後3時00分発

第一一八號(至急、館長符號扱)

貴電第二〇一號ニ關シ

一、葡側ヲシテ我方ノ海路撤收行動ニ對スル安全保證ヲ敵側ヨリ取付ケシムルノ困難ナルハ重々承知シ居ルモ右以外ニ實際上撤兵困難ナルハ御承知ノ通ナルニ付速ニ話合ヲ開始シ先ツ撤兵ヲ原則的ニ言明シタル上葡側ノ中立維持等ノ保證ノ<sup>(檢査)</sup>驗討ヨリ逐次撤兵ノ具体的方法(安全保障等)ノ問題ニ入ル手順ニテ接衝シテ葡國ノ脫落防止ニ努メラルルコトト致度

二、葡領撤收後ノ和蘭領「チモール」ノ戰略的地位ハ極メテ「プリケリアス」ニシテ同地ニ集結スルコトハ現状ニ於テハ不可能ニシテ葡側ニ對シ此ノ際和蘭領へ撤退可能ナルヤノ印象ヲ與フルコトハ何故即時撤兵セサルヤトノ疑問ヲ生スル惧モアリ嚴ニ差控ヘラレ度

495 昭和20年7月11日 在ポルトガル森島公使より  
東郷外務大臣宛(電報)

チモール撤兵問題に関するポルトガルとの協議

開始にあたり日本軍撤兵時期の確認について

リスボン 7月11日前2時10分発

本省 7月26日前10時10分着

第二三八號(至急、極秘、館長符號扱)

往電第二〇四號ニ關シ「チモール」撤兵完了迄二六箇月位ヲ要スル心組ヲ以テ交渉スヘキ旨御訓電ノ趣旨ニ基キ本使トシテハ大體(一)中立堅持ノ檢討(二)葡國ノ具體的派兵計畫ニ基ク英米等ノ「チモール」進駐防止ニ關スル交渉(三)日本軍撤退ニ對スル英米ノ安全保障取付ニ關スル交渉ノ三段階ニ分チ交渉ニ當ル所存ニシテ第一段階タル中立堅持ノ檢討ハ大體冒頭往電ニテ目的達成セルモノト思考セラルル處最近ノ英字紙ニ二、三南方地域ニ於ケル日本軍移動ニ關スル報道アリ殊ニ南方地域ヨリ我軍ノ全般的撤退計畫ニ關スル七月六日「デーリーメール」特電(陸軍電御參照アリタシ)ハ「チモール」撤退ニモ觸レ居ル次第ニモアリ自然當國朝野ノ注意ヲ惹クコトト認メラレ從ツテ最近ノ機會ニ前記第

二段階ノ話合ニ入ルコト適當ナルヘク來週半ハ頃「サ」首相ニ會見申込ミノ所存ナル處御來示ノ撤兵時機ニ其ノ後御變更モ無キヤ爲念御回電相仰度シ

(陸海軍武官ト協議濟ミ)

~~~~~

496

昭和20年8月10日

在ポルトガル森島公使より
東郷外務大臣宛(電報)

ソ連参戦後におけるポルトガルの中立維持確
保のための協議開始について

リスボン 8月10日前1時00分發
本省 8月11日後3時05分着

第二六七號(大至急)

往電第二四五號ニ關シ

前回「サ」首相トノ會談以來約二ヶ月半ニ亘リ會見ノ要求ナキ處「サ」首相トシテハ其ノ後極東方面戦局ノ推移ニ徴シ既ニ日本ヨリ正式ニ撤兵ノ申入アリタル以上葡側トシテ面倒ナル配船派兵ノ具體的計畫ヲ實行スルヨリモ其ノ中日本側ノ自發的撤兵ニ依リ「チモール」問題モ自然解消ニ至ルヘシト考ヘ且其ノ間米英側ヨリ本件ニ關シ何等申出アル

如キ場合ニハ日本トノ間ニ撤兵ニ關シ具體的的話合進捗中ナル旨ヲ以テ應酬セントノ考ニアラスヤトモ付度セラル他方我方ノ撤兵實行迄ニ少クトモ六ヶ月ノ期間ヲ豫定シ置カントスル帝國ノ御方針ト睨合ハセ考慮スルニ貴電第一〇〇號御訓電以後今日迄大體三ヶ月ヲ經過シ居ル處今後ノ話合ニ大體一ヶ月又葡側ノ配船派兵實行ニ約二ヶ月ヲ見積ルトモハソロソロ「サ」首相ト往電第二三八號第二段ノ話ニナルヘキ時機ニアラスヤト思考セラ

然レ共右話合ノ再開ハ勿論御指示ノ六箇月ノ期間竝ニ其ノ後ニ於ケル現地ノ實情就中我方陸海軍ニ於ケル準備進捗ノ度合ト睨合セ決定スヘキモノニシテ從テ本使トシテハ本省ノ御措置ニ依ルヲ適當ト考ヘ居ル次第ナリ
然ル處本日蘇聯ノ對日戰參加アリ葡國ノ對日態度ハ「サ」首相ノ一貫セル方針モアリ右ニ依リ直ニ且突發的ニ左右セラルヘキ可能性尠ナシトハ觀測シ居ルモ將來戦局竝ニ世界政局ノ動キ如何ニ依リ動搖スルコト絶無ナリトハ斷定スルコトヲ許サス從テ當方限りノ都合ヨリセハ「サ」首相トノ第一回會談ニ於テ「サ」ノ意嚮ヲ打診シ更ニ一段中立維持ノ爲努力ヲ重ネ置クコト好都合ト考ヘ居ル次第ニ付我方ノ

撤兵準備進捗ノ實情ト併セ本使ヨリノ會見申入ニ關スル御
意嚮至急御回電仰度シ

(本電陸海軍武官ト協議濟シ)

~~~~~

497

昭和20年8月11日

在ポルトガル森島公使より  
東郷外務大臣宛(電報)

チモール總督への行政権返還及び無線使用許  
可方サラザールより要請について

リスボン 8月11日後4時45分發

本省 8月12日後8時05分着

第二六九號(大至急、極秘)

十一日「サ」首相ノ求メニ依リ會見シタル處

「サ」ハ最近ノ事態ニ鑑ミ「チモール」問題ノ解決モ異

ナル觀點ヨリ考究ヲ要スル處右ニ付日本政府ノ協力ヲ要

請シ度キ旨前提シ(イ)「チモール」ノ行政權ヲ此ノ際至急

總督ニ返還サレ度キコト(ロ)澳門經由「チモール」里斯本

間ノ無線通信ヲ再開サレ度キコトヲ要望シタル上葡トシ

テハ「チモール」宛派遣ノ目的ヲ以テ現在「モザンビク」

ニ軍艦一隻竝ニ或數ノ兵駐在シ居ル處配船竝ニ經濟復興

等ノ都合上多數軍隊ヲ一時ニ派駐スルハ困難ナルニ付日

本軍ノ撤退ハ總督ト現地司令官トノ話合ニ依リ治安維持

ノ爲必要ナルニ於テハ暫時日本軍ノ駐屯ヲ願ヒ度ク必要

ナキニ於テハ蘭領「チモール」ハ撤退セラルル等適宜處

置セラルルコトト致度キ旨述ヘタリ依テ本使ヨリ早速政

府ニ傳達スヘク日本政府ニ於テモ協力ヲ惜マサルヘキ旨

確信スト述ヘタル上「チモール」無電臺ハ敵側ノ爲破壊

セラレ居リ通信ノ爲ニハ日本軍用無電使用ノ他ナキ旨注

意セル處「サ」ハ日本政府ニ於テ右無電ノ使用ヲ容認セ

ラレタキ次第ナリト説明セリ

ニ次テ本使ヨリ 天皇制ノ廢止云々ハ英米側極一部ノ意見

ニシテ「ボツダム」通牒ノ條件ニ關シ英米等ニ於テモ皇

室ノ存續ヲ否認セサルモノト確信ス尙中央政府モ現存シ

居リ此ノ點獨逸ノ場合ト全然異ル趣旨ヲ説明セルニ「サ」

ハ日本皇室ノ點ニ付テハ自分モ深キ研究ヲ爲シ居ル處國

民崇敬ノ中心國家生活ノ中心トシテ皇室ノ存續ハ自分ノ

確信スル所ナリ又現政府力更迭スルコトアルモ新政府ノ

成立ヲ見ルヘク本件交渉モ日本政府ノ現存ヲ前提トシ居

ルコトニテ獨逸ト全然事情ヲ異スル旨明言セリ

498

昭和20年8月15日

東郷外務大臣より  
在ポルトガル森島公使宛(電報)

三、最後ニ「サ」ハ前記ハノ條件ニシテ容認セラルルニ於テハ葡政府トシテモ本件解決方ヲ國民ニ説明シ得ル次第ナル旨述ヘタルヲ以テ本使ヨリ日葡永遠ノ親善關係ニモ鑑ミ本件發表等ノ場合ニハ豫メ本使ニ協議セラレタキ旨要望セルニ之ヲ受諾セリ

四、右様ノ次第二ニテ「サ」ノ態度ハ極メテ合理的ナリト認めラルル處「サ」ノ口吻ヨリセハ右條件ニシテ容認セラレサル場合ニハ葡トシテハ對日關係ニ付別個ノ見地ヨリ政究ヲナサントスルモノノ如ク見ラレ且將來萬一賠償等ノ問題起ルカ如キ場合ニ於テモ今日好意ヲ示シ置クコト得策ナルニ付是非トモ葡ノ要望受諾方御取計仰度ク尙我方ニ於テ「チモール」ノ主權行政權ヲ總督ニ返還方御決定ノ場合ニハ葡政府ニ對スル通報ト併行シ「ラジオ」等ニ依リ進テ之ヲ聲明セラルルコト機宜ノ措置ト存ス

葡政府ヨリハ在京公使ニモ前記ノ趣旨訓電セル趣ナルカ御審議ノ結果大至急御回電仰度シ

チモールの行政権返還等に関するポルトガル  
側要請への回答振りについて

本省 8月15日後10時発

第一五六號(緊急)

貴電第二六九號第二七二號ニ關シ

一、大東亞戰爭ノ終了ニ伴ヒ帝國ハ當初ノ對葡誓約ヲ重シシ葡領「チモール」ノ行政權ヲ實質的ニ葡側ニ返還スヘキ旨竝ニ右ニ關スル現地軍當局ヘノ必要ナル訓令ハ「チモール」里斯本間ノ通信ニ關スル總督ヘノ便宜供與ノ訓令ト共ニ發出スヘキ旨至急葡側ニ申入相成度

二、葡側ニ於テ治安維持ノ必要ニ依リ暫時帝國軍隊ノ駐屯ヲ要望スル場合モ右聯合國トノ休戰協定ノ規定ニ俟ツヘキモノニシテ現在帝國政府トシテハ葡國政府ニ對シ何等約束シ得ル地位ニ非サル旨申述ヘラレ度

三、尙此ノ機會ニ大東亞戰爭ヲ通シ葡國ノ日本ニ對シ示シタル友好的態度ニ對シ謝意ヲ表明シ置カレ度

昭和20年8月15日

在ポルトガル森島公使より  
東郷外務大臣宛(電報)

チモールにおける日本軍武装解除実施に際し

ポルトガル側への配慮方要請

付記一

昭和二十年九月二十八日発在ポルトガル森島  
公使より吉田(茂)外務大臣宛電報第三七六号日本軍武装解除後のチモール情勢に関しポル  
トガル側内話について

二

昭和二十年十月八日発在ポルトガル森島公使  
より吉田外務大臣宛電報第三九七号ポルトガル政府によるチモール問題経緯の公  
表について

三

昭和二十一年五月二十日付、森島前公使作成  
「チモール問題の経緯」

リスボン 8月15日後5時58分発

本省 8月16日後8時05分着

第二七六號(緊急、極秘、館長符號扱)

往電第二六九號ニ關シ

戦争開始以來葡國政府カ難キヲ忍ヒ中立ヲ堅持シ來レル點

ニ付テハ帝國政府ニ於テモ之カ好意ヲ多トスヘキ次第ト信  
ス在「チモール」我軍ニ於テハ中央ヨリノ命ニ依リ自發的ニ  
武装解除實行ノコトト存セラルル處萬一右ノ爲英米軍「チ  
モール」ニ來ルカ如キコトアラハ累ヲ葡國ニ與フルコトト  
ナルヘク右ハ將來ノ日葡國上交上努メテ避クルヲ適當トス從  
テ此際我方ニ於テハ(イ)葡國ノ主權、行政權ノ即時回復ノ外  
(ロ)現地軍ニ對シ武装解除ノ際ハ右武器ヲ葡國官憲ノ保管ニ  
委ルカ又ハ蘭領「チモール」ニ搬出スルコト(ハ)軍所有ノ無  
電機ハ之ヲ葡國官憲ニ交付スル等ノ手段ニ依リ速ニ葡本國  
ト「チモール」間無電連絡ヲ實現スルコトニ御取計相煩度  
御見込ニ依リ本電竝ニ日葡間交渉ノ模様澳門及「チモール」  
ヘ電報アリタシ

(付記一)

リスボン 9月28日後0時20分発

本省 9月29日前7時37分着

第三七六號

二十六日井上ニ對スル政務局長談左ノ通り



一、葡國軍隊ハ二十七日「チモール」ニ到着ノ豫定ナルカ之

ヨリ曩濠洲側ハ葡領進駐ヲ執拗ニ迫リシモ葡側拒絶ノ結果實現セサルコトナリタルモ其ノ代リ濠洲側ハ葡領

「チモール」ノ開放カ聯合軍ノ御蔭ナルコトヲ聲明スヘク又將來「チモール」ノ防衛ニ就キ濠洲ト協議スヘキ旨

主張シ居レリ猶日本軍ハ武装解除後全部蘭領「チモール」ニ移駐シ武器保管ノ爲約百名ノ兵殘存シ居レリ

二、葡國政府ハ「チモール」ニ發生セル損害檢討ノ上賠償ヲ要求スル所存ナリ

三、英米側ハ目下當地ノ銀行ニ就キ我方ノ資金状態ヲ取調中ナリ

(付記一)

|      |               |
|------|---------------|
| リスボン | 10月8日後1時45分発  |
| 本省   | 10月10日後1時05分着 |

第三九七號

葡萄牙政府ハ六日附ニテ「チモール」問題經緯ニ關シ長文ノ公表ヲ爲セリ要旨左ノ通り

一、日本軍進駐當時葡軍ノ平和的上陸ヲ企圖シ日本ト商議セ

ルモ妥決ニ至ラス

二、日軍進駐後總督ノ行政權行使等ニ制限アリシモ葡國主權ハ常ニ存在セリ

三、無電再開要求拒否、「コスタ」大尉視察經緯

四、日軍ノ進駐權ヲ否認スル葡トシテハ第二義の事項ニ依リ

テハ問題ノ根本解決ヲ期シ得スト認メ日軍ノ撤兵ヲ要求セルニ對シ日本ハ作戰ノ目的達成又ハ戦局ノ推移許スニ

至ラハ撤兵ニ異存ナキ意嚮ヲ表ハセルモ葡政府ハ一九四三年中頃ニ至リ交渉ニ依ル友好的解決實現性ナシトノ見

透シヲ付ク

五、依ツテ一九四三年六月「アゾーレス」協定ノ際英國ニ對

シ「チモール」奪回行動ニ葡國軍ノ参加方ヲ申込ミ更ニ十月四日右共同出兵ノ具體事項ニ付英政府ニ照會セル處

「チモール」作戰ハ英軍極東作戰ノ全局ヨリ見極メテ局部的ナリトシ暫ク回答ノ差控トナレルモ葡側右申入レハ

「カイロ」會談ニテ審議ノ末一九四四年七月英米兩國ヨリ主義上受諾ノ旨回答越セリ

六、同年九月十八日以後英米葡三國間ニ葡ノ出兵ニ關スル具

體事項ニ付參謀會議行ハレタルモ(イ)當時米ノ對日戰略ハ

日本本土ノ直接包圍及攻撃ト決定シ居ル爲「チモール」ハ自然的奪回ノ形トナルヘク(ロ)作戰的ニハ「チモール」奪回ノ必要ナク(イ)葡軍ノ參加ハ戦局展開上實質的效果少ク(ニ)英、米、南亞、濠洲ヨリ葡國領土主權尊重ノ保障アリ(ホ)「カイロ」會談ニ於テ葡ノ對日戰ニ對スル軍事的協力ヨリモ「アゾーレス」基地ヲ極東向ケ空軍輸送基地ニ使用スル事聯合側對日戰上却ツテ效果的ナリト決定セル等ノ理由ニ依リ葡ノ協同出兵ハ具體化ニ至ラス

七、然ルニ葡トシテハ殖民地確保ノ見地ヨリ「チモール」奪回ヲ必要トシ聯合側トノ協同出兵案ヲ固執セル結果英米トモ之ヲ諒トシ一九四四年十一月二十八日英米葡三國間ニ(イ)「チモール」ニ出兵ノ目的ヲ以テ葡國軍隊ヲ阿弗利加ニ集結シ置クコト(ロ)對極東戰ヲ目的トシ「アゾーレス」基地ノ使用ヲ米ニモ許容スルコトヲ協定シ葡ハ必要軍力ヲ阿弗利加「コロンボ」等ニ待機セシメタリ  
八、「チモール」駐屯日本軍カ武器保管上若干數ヲ除キ全部蘭領ニ移轉セルコト及葡本國間トノ通信ノ爲總督ノ無電設備ヲ提供セルコトハ葡ニ執リ多大ノ便宜トナリ之ヲ多トス

六、葡政府カ「チモール」問題ノ友好平和的解決ニ最大ノ關心ト努力トヲ拂ヒ軍隊派遣ニ依ル解決ヲ最後手段ニ殘シタルハ澳門ニ及ホス災禍ヲ懸念セルコト有力理由ノ一ナリ

七、「チモール」開放上重要役割ヲ演シ又「チモール」避難民ノ救助生計ニ盡力セル濠洲ニ對シテハ衷心感謝スルト共ニ濠洲トノ善隣經濟關係ノ促進及同方面ニ於ケル將來ノ脅威ニ對スル協同防衛等葡之ニ贊同ス

### (付記三)

二一、五、二〇

チモール問題の経緯

森嶋守人記

昭和十六年十二月濠蘭兩國軍は事前何等の協議乃至通告もなく突然葡領チモールに侵入せり、右に對し葡國サラザール外相は議會に於て葡國の主權侵害なりとの論據の下に濠、蘭の行爲の痛烈に批難し強硬なる抗議を提出せり右に關し在チモール葡國官憲が同地日本官民の保護方に關し何等の措置を執らず濠、蘭兵の爲抑留虐待せられたることありたるを以て日本政府は葡國政府に對し抗議

を提出すると共に之が釋放方を求めたるも右濠蘭兵侵入の際葡國が自國の主權防禦の爲何等の積極的措置を執らざりし點に付ては戰時中立違反なりとの抗議を爲すことなく主として我方官民の生命財産の保護方に關する要求提出に止めたり

英、葡兩國間には交渉開始され結局葡國兵のチモール派遣を待ち濠、蘭兵が同地より撤退することに協定成立するや日本政府は右協定の成立を歓迎する旨並右協定の速なる實施を要望する趣旨を葡國政府に申入るる所ありたり

二、然るに戰局の進捗と共に昭和十七年二月十九日日本軍はチモールに進駐せるが日本政府は直に葡國政府に對し葡國主權侵害の意圖なきこと、右は我方軍事行動に基く自衛行爲なるを以て自衛の目的達成後は撤兵すべきことを通告し併せて我方の進駐は濠、蘭兵チモール侵入に際し葡國側が自國領土防衛に關し何等の措置を講ぜざりしに起因するものなるを以て我方の葡國領土權の侵害に非ざる旨並にマカオに付ては領土權尊重の意向なる旨申入れたり

右に對し葡國政府は英葡間には既に兩國無交代の協定成り派遣の途次なる葡國兵は數日中にチモールに上陸の豫定なりし矢先、日本政府が右の協定を多とし居たる態度を一變し突然侵入せるを遺憾とすると共に我方の自衛行爲論に關しては一國の不法行爲は他國の不法行爲を正當化するものに非ずとの論據の下に我方の進駐を以て葡國の領土侵害並びに中立違反なりとて抗議を提出したるが右葡國の態度はチモール問題に關する三年間に亘る終始一貫せるものなりき

三、其の後我方に於てはチモール島在任の葡國官民中中立違反乃至通敵行爲に出づるものありとし屢々葡國政府に對し、右是正乃至處罰方要求せり又葡側は我軍の對葡國官民取扱に關し不法の點ありとし事例を擧げて我軍の行動是正を要求せること數次に及びり葡國政府としては我軍の急速撤退を不可能と見透し居たるものと見え我方の進駐に付ては之を承認し得ぬとの根本方針を固執し乍ら實際問題としては適當の時期に日本軍の撤退を要望すること、日本軍が葡國行政權を尊重すべきこと、日本軍進駐の間は同地には日葡兩國の主權併存するを以て現地に於

ける兩國官憲の善處協調に依り兩國間の摩擦を少くすべきことを要求し現地の葡國官民中不當の行爲に出づるものあらば葡國政府に於て更迭乃至處罰するに吝ならずとし我方に對し具体的事例を通報あり度き旨申越す所ありたり

其の間我軍が葡國無電臺を接收するや葡國政府は右は葡國の通信主權を侵害するものなると共に葡本國とチモール間の直接通信(暗號を含む)不可能なる間は我方より提示中の葡官民處罰問題の解決方法なしとし通信回復を先決問題として要求し來れるが我方は軍事的必要上、葡國の手による直接通信は之を平文に限定すべき旨應酬すると共に葡國官民の通敵行爲防止に關する具体案の實行、無電通信再開問題並チモール總督の更迭問題の三件を一括解決方交渉すべしとの建前を持したるが葡側は右我方要求に應ぜず昭和十八年三月に至り自國領土たるチモール島内の實狀を詳にするに非ざれば對策を考究すること不可能なりとて本件交渉の先決條件としてチモール實情視察の爲澳門より軍人一名を派遣方要求し來り我方は右は前記チモール關係三件を一括解決せんとする我方根本

方針に反するものなりとして之を拒否し交渉頓挫するに至れり

四、其の間昭和十七年英蘭アゾールス協定成立に關し我方より葡の中立違反に對し嚴重抗議提出せる次第あり又獨の戰況不利に伴ひ日葡國交斷絶說内外に執拗に流布せられ我方としては日葡國交維持の爲何らか中間的措施を取り置くこと必要と認められたる爲駐葡日本公使の建言に基き澳門よりチモール島視察員派遣の件を具体的に取り上ぐることに方針を決定し同年十一月より右に關する具体的話合に入り翌十九年三月視察員派遣の實現を見たり

五、右に基く現地調査の結果サラザール首相はチモール現地に於て發生せる個々の事件に關し日葡兩國間に一々は是非曲直を検討し個別的解決を計るは不可能なると共にチモールの主權行政權が完全に無視せられ居る實情に鑑み寧ろ大局的見地に立ち根本的解決を計るに如かずとて日本軍のチモール撤退案を非公式に意見として提案せり、而して其の理由中若し將來英米軍がチモールに進駐することとなれば葡としては自國の領土保全の爲拱手傍觀するを許さず今日迄日本に對し多大の困難を忍び堅持し來れ

る中立政策にも影響なきを保せずとて共同出兵の已むなきを示唆する所ありたり尙その際サ外相は曩に日本がチモール島に進駐するとき日本としては濠洲攻略の前進基地として同島への進駐を必要とせるものと推察せらるる處、戦局に變遷ありたる今日日本にとりチモールの戰略的價值減少せる故此點よりするも日本軍のチモール撤退は不可能に非ずと判斷する旨述べたり(其の間葡は我方との交渉と即應し同時に英米兩國に對し將來兩國がチモールへ進駐する場合には葡も之に共同参加方密約を締結し軍事専門家の間に具體的協議完了し居たること昭和二十年十月サラザール首相の議會演説により明となれり)

右に關し日本政府は同年九月在駐葡公使に對し訓令を發し主義上撤兵には贊成なるも事實上其れは不可能なるを以て最悪の場合には對葡國國交斷絶も亦止むを得ざるも極力遷延策を講ずると共に中立維持に努むべしと命じたり。

葡公使は右訓令に基き主義上撤兵に異存なき旨申入れると共に撤兵に必要な條件の具體的審議に入るべしとて話を繼續し來る處昭和二十年七月に入るや日本政府

は名實共に撤兵する方針に決したるも之が實施には最局限六ヶ月を要すべしとの訓令來たるを以て駐葡公使は葡國政府に對し更めて本問題の具體的協議に入るべきことを申入れ葡國側よりの派兵配船等に關する具體案提示を<sup>(待)</sup>待ち而る後に具體的協議に入るべき旨提案葡政府は右日本側提案を大いに多とし兩國兵の交替等は周到なる計畫の下公正に行ひ度しとて我方申入を受諾せるに拘らず其の後二ヶ月以上に亘るも何等具體案の提示なく其の間我方のポツダム宣言受諾に依る終戦となりたる爲局面轉換新たに葡國政府と從前の經緯を離れ昭和二十年十一月チモール島に於ける一時的行政權の返還及我軍の撤退すべき旨を正式申入れたり。

六、尙駐葡公使離任挨拶の爲サ外相代理(外相留守中)及外務省政務局長を訪れたる際同局長は日葡兩國關係が最后迄正常なり得たるは兩國にとり慶賀すべき所にして右は將來の正常なる國交回復に資するに大なるものあるべきを確信する旨サ外相の傳言ありたりとて傳達する處ありたり